

喜多方市総合計画（2017～2026）

きたかた活力推進プラン

（案）



喜多方市

市長あいさつ

目 次

第1編 序 論

第1章 総合計画の策定にあたって	3
1 総合計画策定の趣旨	3
2 総合計画の位置づけ	4
3 計画の構成と期間	4
第2章 喜多方市の概況	5
1 地勢・歴史・気候・交通	5
2 主な産業の状況	6
3 人口動態	10
4 市民の意識・意向	12

第2編 基本構想

第1章 基本的課題と将来の都市像	18
1 時代の潮流から見た基本的課題	18
2 市民の意識・意向から見た基本的課題	22
3 将来の都市像	24
4 施策展開の基本的な考え方	25
第2章 施策の基本方向	26
施策体系	28

第3編 基本計画

大綱1 地域の特性を生かした力強い産業づくり	33
第1節 農林業	34
第2節 商業	38
第3節 工業	40
第4節 雇用・労働	43
第5節 観光	45
大綱2 地域を支え未来を拓く人づくり	48
第1節 学校教育	49
第2節 生涯学習	55
第3節 歴史・文化	58
第4節 男女共同参画	60
大綱3 安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり	62
第1節 子ども・子育て	63

第2節	保健・医療・介護・福祉	66
第3節	消防・防災	71
第4節	生活・安全	74
第5節	社会基盤	76
大綱4	自然との共生と元氣なふるさとづくり	81
第1節	協働・地域コミュニティ・市民活動	82
第2節	移住・定住	84
第3節	連携・交流	86
第4節	生活環境・自然環境・景観	88
第5節	循環型社会	90
計画の実現に向けて		93

資料編

※実施計画＝別途策定

第 1 編

序 論

第1章 総合計画の策定にあたって

1 総合計画策定の趣旨

本市は、平成18年1月4日に5市町村が合併し新たな喜多方市となり、11年が経過しました。この間、本市は、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とする総合計画を策定し、目指すべき将来の都市像を「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市～人と自然が共生し 水と緑に輝くまちづくり～」として、この長期的な施策の指針のもと、様々な行政課題に取り組んできました。特に、地域間をつなぐ道路の整備や各地域でのイベントの運営、制度の統一や地域間の差異解消を行うなど、新市の均衡ある発展を図ってきました。

現在、本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進行、環境・エネルギー問題、地域主権改革の推進、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響などにより大きく変化しており、これらの課題への対応が必要となっています。

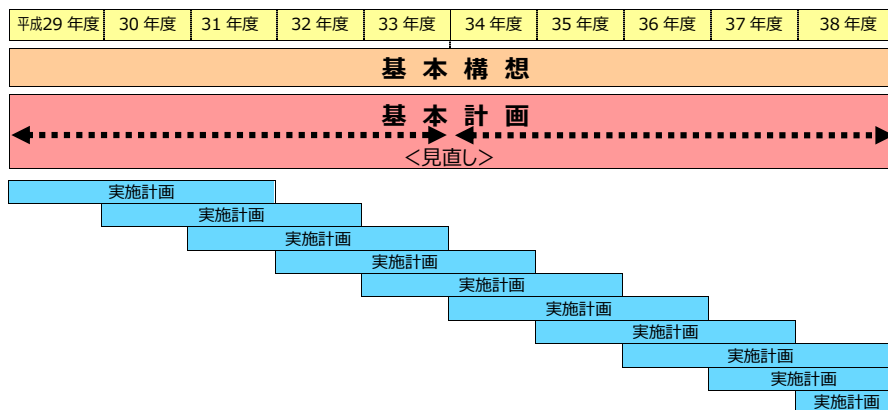
さらには、市民ニーズの多様化が進み、画一的な行政運営では対応が困難となっており、市民と行政による協働のまちづくり^{※1}への取組が、これまで以上に強く求められています。

一方、国においては、地方の自由度と責任の拡大を図るため、地方分権改革推進計画に基づき、平成23年8月に地方自治法が改正され市町村の基本構想策定の義務付けが廃止されており、これからは、総合計画の策定自体を含め、役割や位置づけについても、自治体が独自に判断することになりました。

このような状況を踏まえ、本市では、今後も引き続き基本構想を市の行政運営の長期的な将来ビジョンとして、基本計画とともに一体的に示し、戦略的な視点をもって施策を推進していくことが、将来像の実現にとって不可欠であると考えます。

そのため、これまでの総合計画で固めた基礎のうえに、市民と共有する10年後の本市の目指すべき将来像とその実現に資する施策をまとめた新しい本市発展の指針となる、「喜多方市総合計画(2017～2026) きたかた活力推進プラン」を策定するものです。

※1 本計画における「まちづくり」とは、社会、経済、文化、環境など生活の根幹となるあらゆる要素を含めた、くらしそのものを創造することであり、より魅力にあふれた住みよい環境を築くための取組全般を指すものと定義します。



第2章 喜多方市の概況

1 地勢・歴史・気候・交通※1

本市は、福島県の北西部、会津盆地の北に位置し、北西に飯豊連峰の雄大な山並みが連なり、東には名峰磐梯山の頂を望む雄国山麓が裾野を広げる豊かな自然に恵まれた風光明媚なまちです。また、市内には、国指定文化財の新宮熊野神社長床や県指定無形民俗文化財の三島神社の太々神楽、国登録有形文化財の蔵など、貴重な文化財が数多く残る風格と趣のあるまちです。

本市の一带は、会津の北方に位置していたことから、古来、北方（きたかた）と称され、江戸時代には、会津藩の領地となっていました。明治以降、小さな集落を合わせて町や村が形成され、昭和20年代後半から30年代にかけて、町村合併促進法により複数の市町村が形成されました。これらのうち、喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町及び高郷村の5つの市町村が、平成18年1月4日に合併し、現在の喜多方市が誕生しました。

本市は、北は山形県米沢市、同県西置賜郡飯豊町、東は耶麻郡北塩原村、西は耶麻郡西会津町、新潟県東蒲原郡阿賀町、南は会津若松市、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、耶麻郡磐梯町と接し、総面積 554.63 k m² の広大な市域を有しています。市域の約7割を森林が占めており、市の東部、西部、北部地域を中心に、山林が広がっています。一方、市の中心部から南部にかけては、平坦な地形で、市街地を囲むように、田園地帯が広がっています。市の南端には、一級河川である阿賀川が流れており、猪苗代湖を源とする一級河川の日橋川や山林地帯からの支流が集まり、只見川と合流し、山間地帯を蛇行しながら、新潟県に向かって流れています。

気候は、日本海側気候に属し、また盆地特有の内陸性気候の特徴を有しており、年平均気温は11℃前後で、年間降水量は1,500mm程度となっています。また、寒暖の差が大きく、夏は気温が高く厳しい暑さが続く日もあり、一方、冬は寒冷で平均1～2m、多いところでは3mに及ぶ大量の積雪に見舞われるところもある特別豪雪地帯を含む豪雪地帯となっています。

公共交通機関は、東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）の郡山駅～新津駅間を結ぶ磐越西線が市の南部を走っているほか、委託バスが1路線、路線バスが4路線、予約型乗合交通（デマンドバス）が喜多方市内5地区の全域14エリアで運行されています。

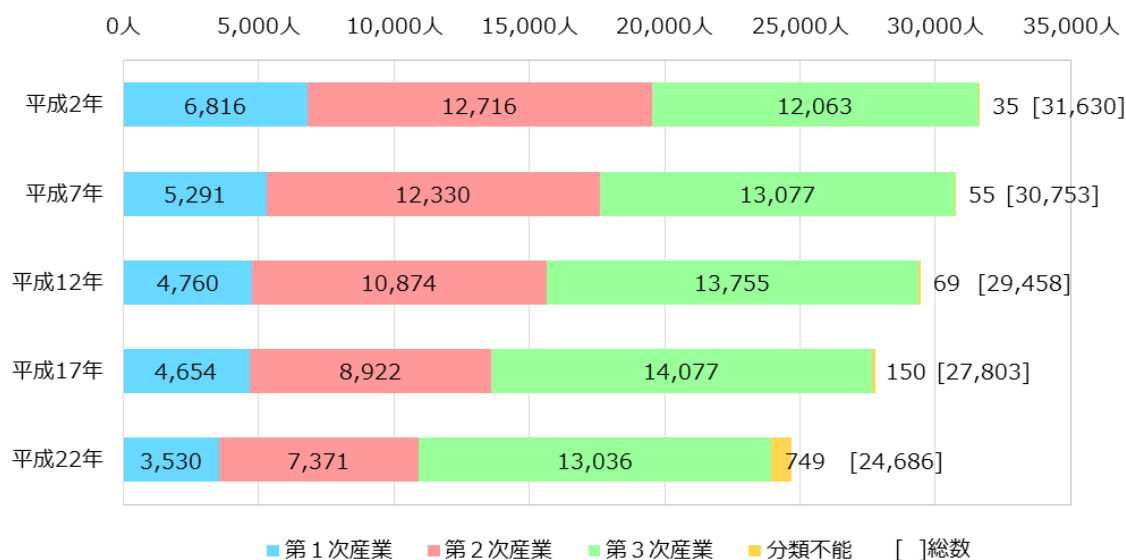
また、主な道路網としては、東北内陸部と北関東を結ぶ国道121号及び地域高規格道路「会津縦貫北道路」が市を南北に縦断し、新潟県と本県浜通りを結ぶ国道459号が東西に横断しています。そのほか、県道が22路線、市道が2,115路線ありますが、特に山間部においては、急峻で屈曲が多い道路となっています。

※1 平成28年度時点の市の概況を示します。

参 考

■就業者数（産業別就業者人口）

第1次産業、第2次産業ともに減少傾向にあり、平成22年では、第3次産業が約53%となり、半数以上が第3次産業に従事しています。

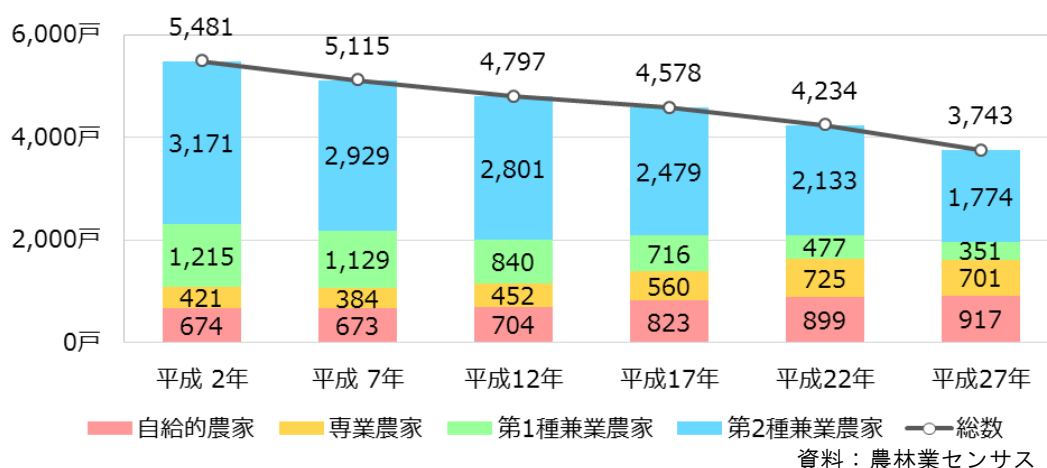


資料：国勢調査

- 第1次産業 農業、林業 など
- 第2次産業 工業、建設業 など
- 第3次産業 商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業 など

■農業（農家数の推移）

平成27年の農家数は3,743戸となっており、全農家数の約72%を第2種兼業農家及び自給的農家が占め、中でも自給的農家が増加しています。

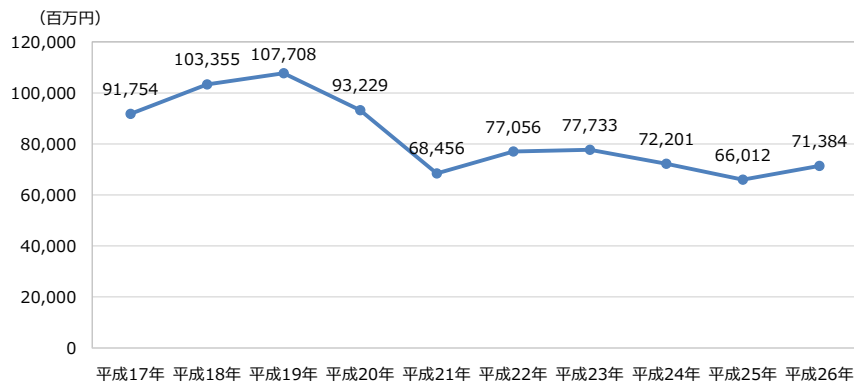


資料：農林業センサス

- 自給的農家 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
- 専業農家 世帯員の中に兼業従事者が一人もない農家
- 第1種兼業農家 農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家
- 第2種兼業農家 兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家

■工業（製造品出荷額等の推移）

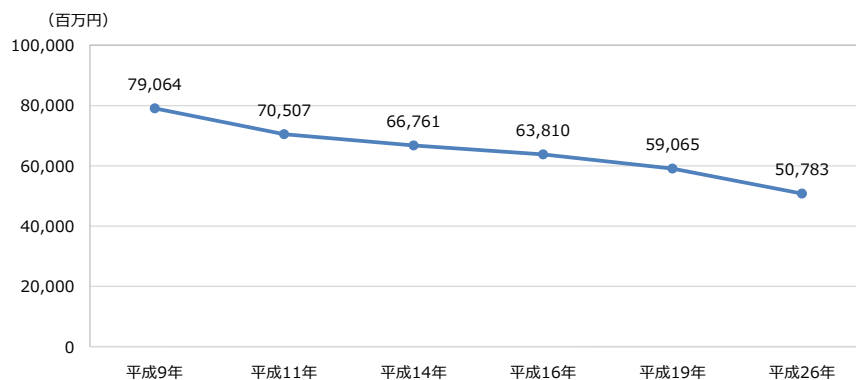
本市の製造品出荷額等は、平成 19 年をピークに減少し、平成 21 年に 600 億円台となって以降は、600 億円台から 700 億円台で推移しています。



資料：工業統計調査

■商業（商品販売額）

本市の商品販売額は、減少傾向にあり、平成 26 年には 507 億 8,300 万円となっています。



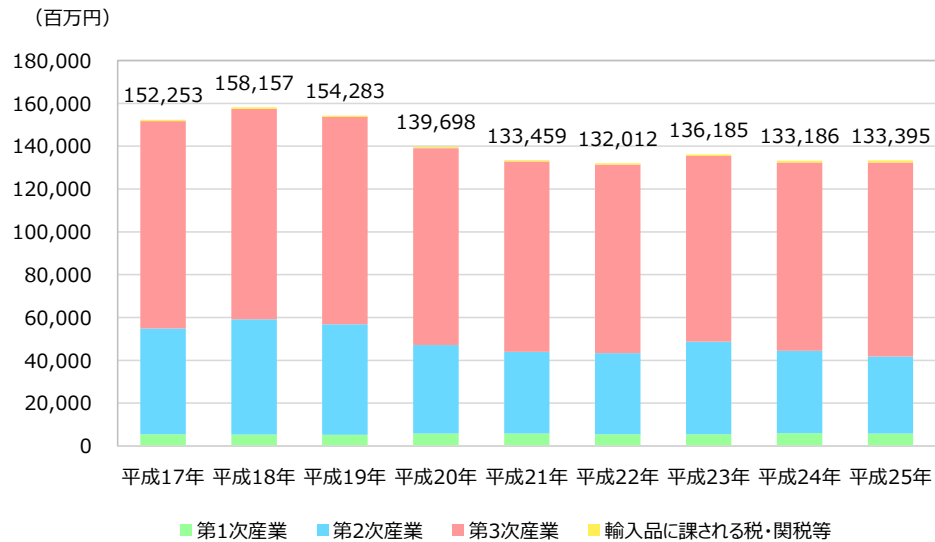
資料：商業統計調査

※3 商業統計調査は、国内の商業活動の実態を明らかにするため、5年ごとに本調査を実施し、本調査の2年後に簡易調査を実施するものでしたが、統計調査の見直しにより平成 21 年に経済センサス（基礎調査・活動調査）が創設され、簡易調査は廃止されています。また、本調査については、経済センサス（活動調査）の2年後に実施されることとなりました。

なお、経済センサスは、基礎調査で事業所の名称や所在地等の基礎情報を調査し、活動調査で売上高等の経済活動を調査するものです。経済センサス創設後、初めて実施された平成 24 年経済センサス（活動調査）における本市の商品販売額は 43,295 百万円となっていますが、商業統計調査とは集計対象範囲が異なることなどからグラフには計上していません。

■市内総生産※4

本市の市内総生産は、平成20年に1,500億円を割り込んで以降は、1,300億円台で推移しています。



	市内総生産	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	輸入品に課せられる税・関税等
平成 17 年	152,253	5,475	49,455	96,714	608
平成 18 年	158,157	5,384	53,751	98,248	774
平成 19 年	154,283	5,248	51,649	96,764	622
平成 20 年	139,698	5,833	41,258	91,957	649
平成 21 年	133,459	5,802	38,129	88,973	555
平成 22 年	132,012	5,418	37,939	88,055	599
平成 23 年	136,185	5,498	43,207	86,661	818
平成 24 年	133,186	5,991	38,453	87,898	844
平成 25 年	133,395	5,827	35,999	90,563	1,005

単位：百万円

資料：福島県統計課「福島県市町村民経済計算年報（平成25（2013）年度版）」

※4 1年間に市内の各経済主体によって生み出された新たな価値を貨幣価値で評価したもので、産出額（出荷額・売上高など）から中間投入額（原材料・光熱費など）を控除したものです。

3 人口動態

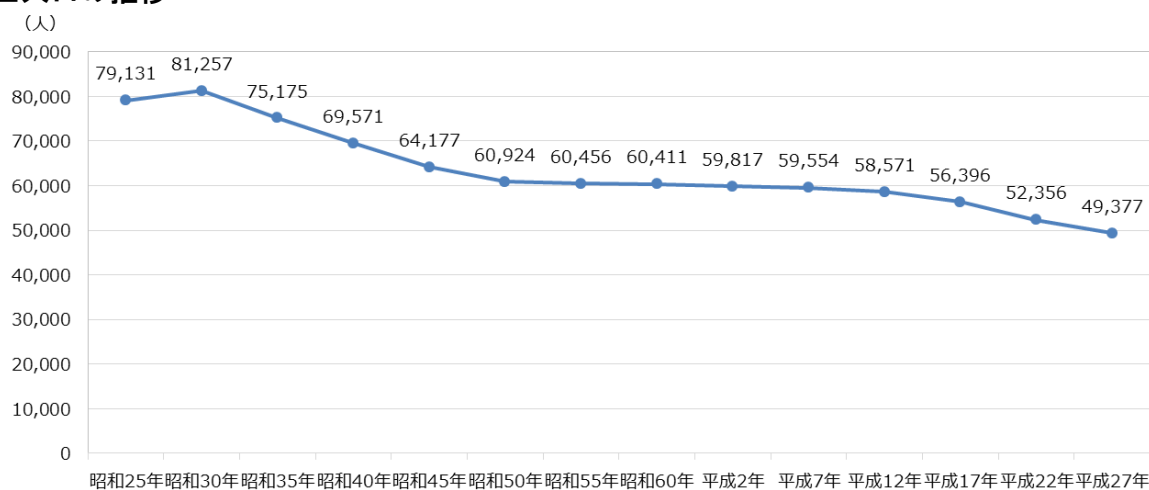
(1) 人口の推移

本市の人口は、昭和 30 年の 81,257 人（旧 5 市町村合計）をピークに、その後は減少に転じ、平成 27 年には 49,377 人となっています。

年齢 3 区分別の人口推移をみると、昭和 55 年から生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）は減少している一方、老年人口（65 歳以上）は増加しており、平成 2 年には老年人口と年少人口の割合が逆転しています。その後も差は広がり続けており、少子高齢化が進行している状況です。

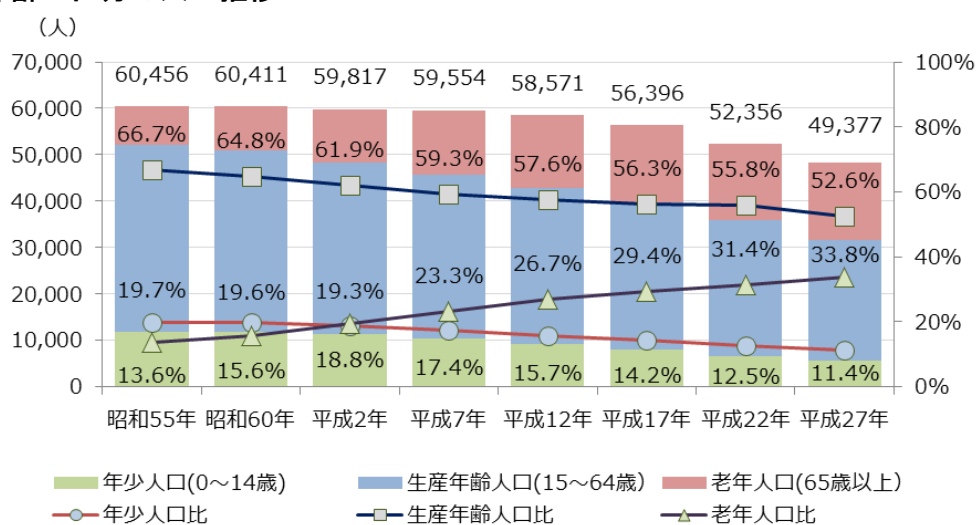
平成 27 年の人口に占める老年人口の割合は 33.8%で、人口の 3 人に 1 人は 65 歳以上となっています。

■人口の推移



資料：国勢調査

■年齢 3 区分の人口推移



注) 年齢不詳者がいるため合計が 100%にならない場合があります。

資料：国勢調査

(2) 人口の将来推計

日本の人口が加速度的に減少する中で、本市の人口は国や県よりも早い時期にピークを迎え、その後減少に転じており、減少の傾向は今後も続くと考えられます。

平成 27 年 9 月に策定した「喜多方市長期人口ビジョン」では、本市独自の将来人口の基準モデル※⁵を設定しており、2010（平成 22）年に 52,356 人であった人口が、2040（平成 52）年には 33,406 人、2060（平成 72）年には 22,225 人になると推測されています。

(3) 人口の将来展望

「喜多方市長期人口ビジョン」では、将来人口の基準モデルを基に、人口の将来展望を以下のとおりとしています。

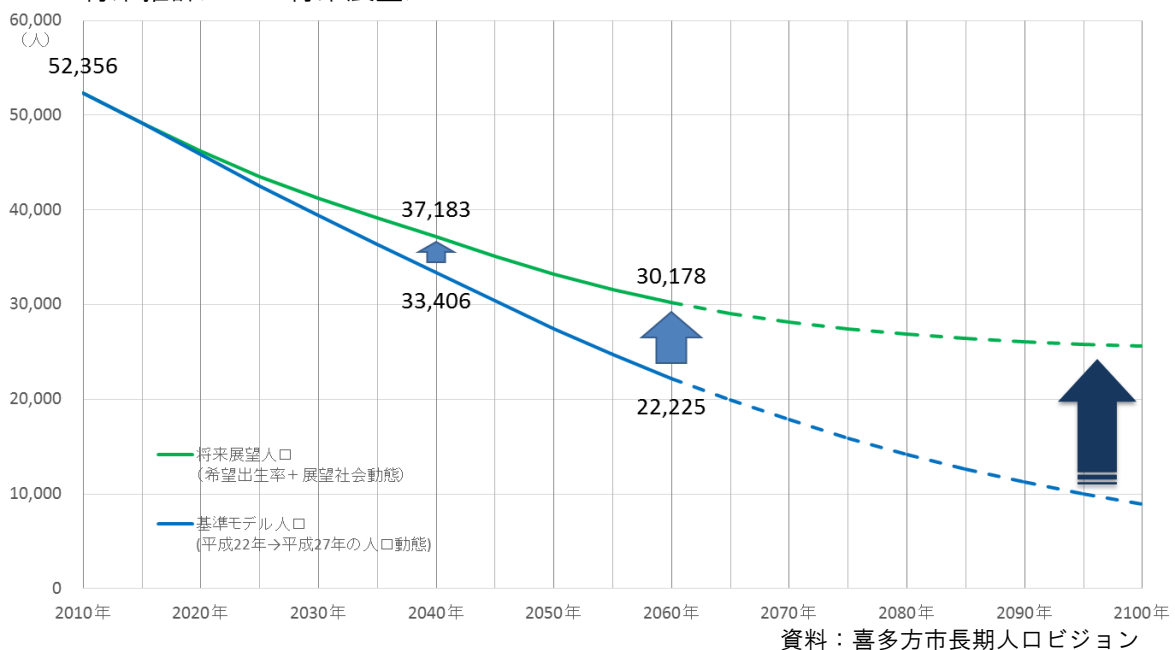
【2040 年で 37,000 人以上、2060 年で 30,000 人以上の人口を確保】

- ・2030 年までに希望出生率 2.07 を目指します。
- ・2040 年までに若者の流出を削減するとともに、子育て世代の流入を図り、社会動態±0 を目指します。（喜多方市長期人口ビジョンより）

本市では人口減少問題を最重要課題として捉え、特に東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、若者の市外流出の防止や所得の確保のため、企業誘致や雇用の確保など産業の振興に精力的に取り組んできました。

今後は更なる雇用の創出や結婚・子育て支援、人材育成などの施策を展開することで、2040（平成 52）年で 37,000 人以上、2060（平成 72）年で 30,000 人以上の人口を確保します。

■将来推計人口・将来展望人口



※5 通常は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用しますが、福島県内の市町村においては震災の影響から市町村別の推計値が算出されていないため、本市独自の仮定値により将来人口を推計しています。

4 市民の意識・意向

アンケート調査の結果やワークショップの結果から、本計画策定時の市民の意識等を示します。

(1) 満足度・重要度アンケート調査

この調査は、喜多方市の行政サービスに対する市民の満足度、重要度や市政への意見を把握するために市が独自で毎年実施しているものです。ここでは平成 28 年度の調査結果から、本市の現状や将来の方向性についての市民の意識や意向を抽出しています。

(参照) 平成 28 年度満足度・重要度アンケート調査概要

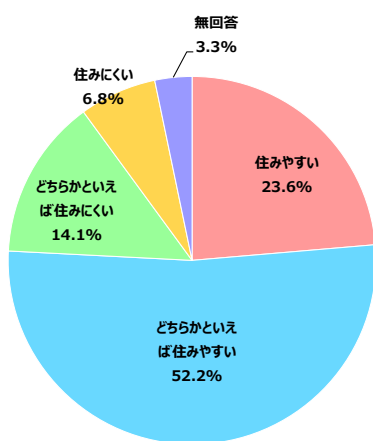
調査対象	満 20 歳以上の市民 1,300 人（喜多方市住民基本台帳から無作為に抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
回収数	368 件（統計学上、信頼度 90%を満たす回答数が得られています。）

① 住みやすさ

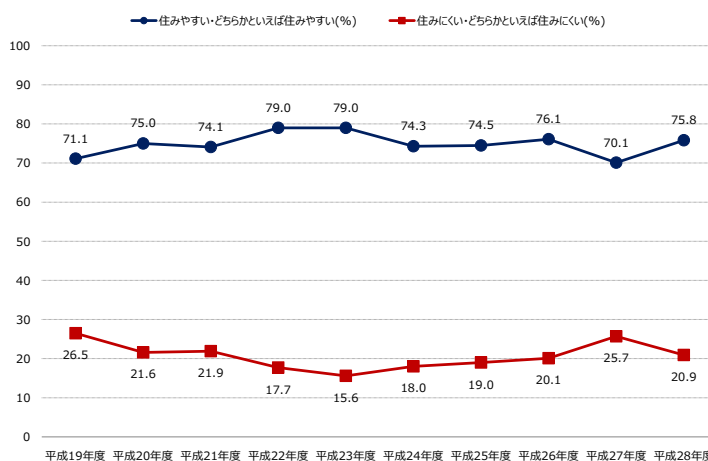
喜多方市の住みやすさについては、「住みやすい」23.6%、「どちらかといえば住みやすい」52.2%を合わせた 7 割強の人が住みやすいと感じています。

平成 19 年度からの経年比較でも、住みやすさを実感している人は 7 割を超えて推移しています。

■ 平成 28 年度結果



■ 経年比較



②行政サービスに対する満足度

平成 28 年度のアンケート調査において、本市の行政サービスについての設問全 26 項目中、満足度の低い 3 項目及び重要度の高い 3 項目は、下記のとおりとなっています。

【満足度の低い 3 項目】

順位	項 目
24	病院などの地域医療体制の充実について
25	公共交通機関の利用環境の整備について
26	市内における就業の機会や企業誘致について

【重要度の高い 3 項目】

順位	項 目
1	病院などの地域医療体制の充実について
2	乳幼児を育てやすい環境の整備について
3	自然災害や火災などの防災対策について

③目指すべき都市像を表すキーワード

(複数回答)

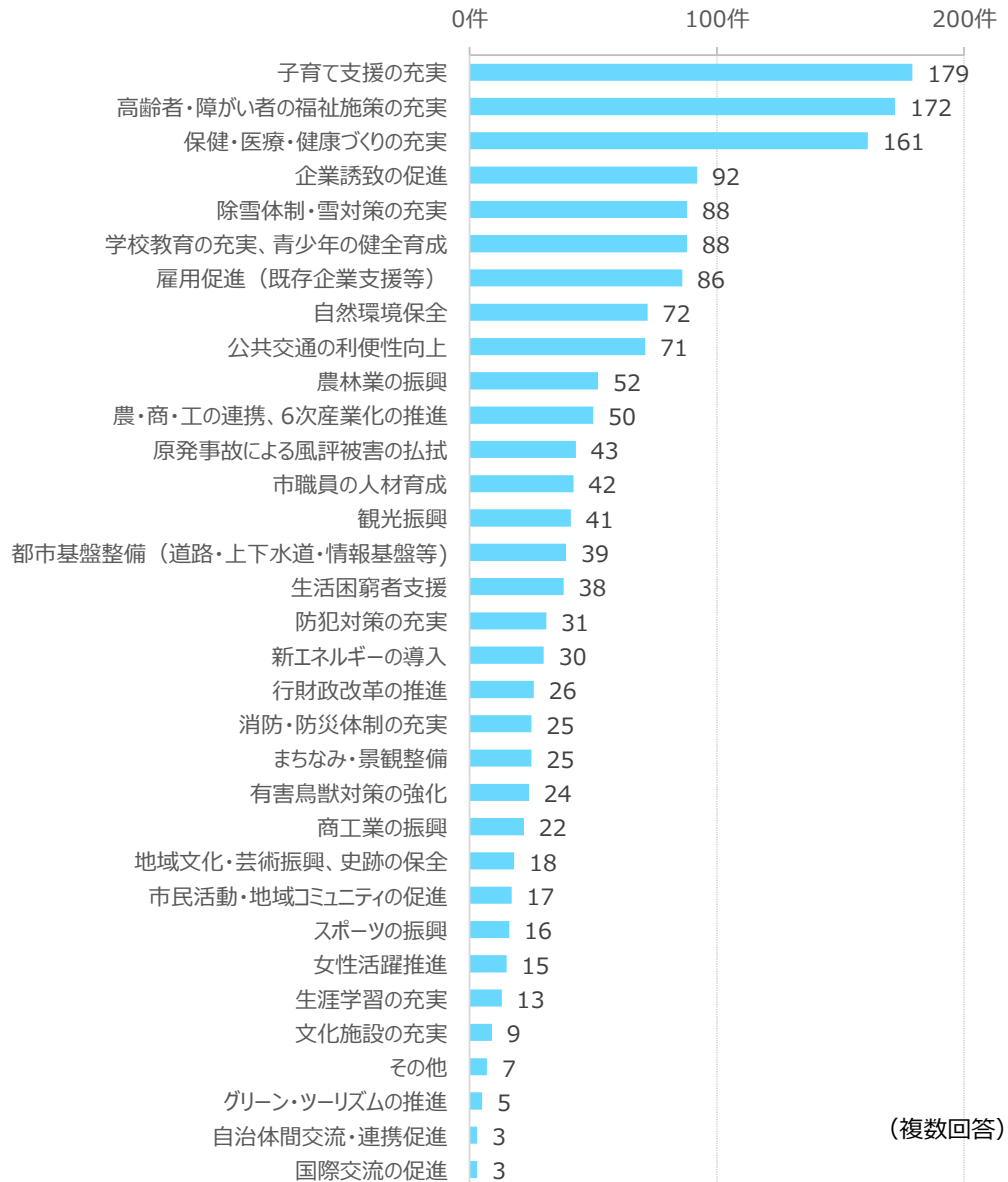
順位	キーワード	件数
1	安心	93
2	生きがい	78
3	豊かさ	73
4	快適さ	70
5	便利さ	67
6	やすらぎ	56
7	あたたかさ	44
8	発展	43
9	笑顔	42
10	つながり	40

将来都市像のキーワードについては、「安心」が 93 件で最も多く、「生きがい」78 件、「豊かさ」73 件、「快適さ」70 件と続きます。

傾向として、日々の暮らしに対する理想(願い)が上位になっています。

④さらに住みよいまち・魅力あるまちとなるため市民が望む重点的に進めるべき施策

市が重点的に進めていくべき施策として、「子育て支援の充実」が179件で最も多く、次いで「高齢者・障がい者の福祉施策の充実」が172件、「保健・医療・健康づくりの充実」が161件と子育て・福祉や社会保障の充実を求める意見が上位になっています。



(2) ワークショップにおける市民の意見

本計画の策定にあたり、「総合計画市民ワークショップ」を開催し、市民のみなさんが考える本市の現状や課題、理想の姿、理想の実現に向けて何が必要かについて意見をいただきました。ワークショップの概要及び参加者からいただいた主な意見は次のとおりです。

総合計画市民ワークショップ概要

開催期間	平成 28 年 6 月 12 日から 8 月 7 日まで（全 5 回開催）			
参 加 者	20～70 代の男女			
参加人数	第 1 回	14 名	第 2 回	14 名
	第 3 回	8 名	第 4 回	17 名
	第 5 回	10 名		

ワークショップでの主な意見

テーマ	誰もが活躍し協力し合えるまちとはどんなまちですか？
分野	地域コミュニティ 男女共同参画 地域間交流
	○地域コミュニティを維持するには、同居できる環境を作るための補助制度や、地域コミュニティの範囲拡大や移住者の受入による地域コミュニティの再構築が必要 ○男女共同参画を推進するには、女性が働きやすい環境や子育てしやすい環境の整備を進めることが必要 ○地域間交流は、他市町村との交流だけでなく、各地域のイベントを集約して大型イベントとするなど市民が交流する場をつくり、市内の各地域の交流も推進する必要がある

テーマ	活気あるまちとはどんなまちですか？
分野	農林業 商工業 観光業 など
	○農業の担い手不足には、組織改善や企業との連携とともに、女性の参入や収入の増加が期待できる仕組みがあればよい ○農業だけでなく、樹木資源のエネルギー産業への活用や、木材のブランド化によって林業の活性化も必要 ○企業誘致で雇用を増やす ○担い手不足や商店街の衰退には、行政、商店、企業等が共通認識をもって取り組む必要がある ○商店街をより魅力的にするため、蔵やレトロなまちにより磨きをかける ○職業体験などで学生時代から商店街と関わりをもち、市民も街並みを好きになることで、まちづくりに参加できるようにする ○観光客の滞在時間を長くするため、宿泊を伴う企画をつくるとよい ○観光客や外国人観光客の増加のため、人気のあるイベントに併せて魅力を PR したり、外国人向け観光案内を充実させるとよい ○地域資源の活用のため、観光ルートの紹介や観光マップによる PR が必要

テーマ	住みやすいまちとはどんなまちですか？
分野	生活環境 人と自然に配慮した環境 循環型社会
○JR、バス、デマンドの利用が少ないので、利用者のニーズに合わせた運営が必要 ○道路の修繕は、必要性を確認し、道路改修マップで年度ごとの計画を説明してほしい ○郡山からのアクセス改善には、会津新幹線や自動運転など新たな技術に期待したい ○熊などの獣害対策としては、猟友会の強化と林業の活性化による里山の整備により野生動物との距離をつくる必要がある ○林業の活性化と併せてペレット等再生可能エネルギーに取り組むことで里山の整備が進み、獣害対策にもつながる ○生ごみの堆肥化や太陽光など新エネルギーの普及、薪・ペレットの利用促進など、行政が先導して循環型社会の形成をしていく必要がある	

テーマ	安心して住み続けられるまちとはどんなまちですか？
分野	保健・医療体制 介護・福祉 防犯・防災 交通安全
○病院がない地区への AED の設置や訪問診療などによる地域医療の充実が必要 ○がん検診への関心を高めるため、呼びかけや告知方法の工夫をし、平日以外も受診できるようにする ○不妊治療の継続的補助や、産婦人科の整備など子育て環境の充実が必要 ○高齢者の日々の見守りや社会との交流がもてる仕組みづくりが必要 ○旧町村ごとの介護施設の設置や、介護施設と医療・保育施設の併設があるとよい ○空き家の不審火や倒壊の危険があるので、再利用や廃墟の撤去を進める必要がある ○防犯防災には、普段からの目配りやあいさつなど地域のつながりを強めることが有効 ○高齢世帯の雪かきは、中学生などが雪かきボランティアに取り組めば地域コミュニティの形成にもつながる ○道路の危険個所の情報を、市民と行政が共有できる仕組みがあればよい ○通学路を中心とした歩道の整備が必要	

テーマ	心が豊かになるまちとはどんなまちですか？
分野	生涯学習 学校教育 子育て 青少年の健全育成
○地区に図書館がないので、公民館などを利用し自習室としての機能も併せてあればよい ○若い人や子育て世代が集まらないので、ホール棟や図書館のサービスを充実させ、仲間づくりやコミュニケーションの場をつくる ○学力向上のため、テレビ会議等の少人数学校のメリットを生かす方法が必要 ○古墳などの遺跡を教育や生涯学習に生かす ○子供の減少には子育て世帯のための市営住宅の整備やグリーンツーリズムを婚活に取り入れるなど結婚を後押しする企画があればよい ○少子化によるコミュニケーション能力の低下が危惧されるので、多機能でコミュニケーションもとれる施設やファミリーサポートの充実が必要 ○子供の遊び場が少ないので、大きな公園や水遊びができる場所が必要 ○情報源となるママ友を作れない人もいるので、子育てサイトや体験学習のような企画があればよい ○インターネットやゲームにより子供のコミュニケーション能力が低下しているので、子供が外で安心して子供社会を作れる地域づくりが必要	

第2編

基本構想

第1章 基本的課題と将来の都市像

1 時代の潮流から見た基本的課題

多様に変化する時代の潮流から、本市における基本的課題を整理します。

(1) 人口減少社会（少子高齢化）の進行

わが国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、平成27年には、1億2,709万5千人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、わが国の人口は2060（平成72）年には8,674万人になると推計され人口減少社会が急速に進行するものと考えられています。

人口構成割合をみると、ライフスタイルの多様化などにより出生率が低下する一方、食生活の改善や医療技術の進歩などによる平均寿命の延びにより、0～14歳の年少人口割合は減少し、65歳以上の老年人口割合が増加する少子高齢化が進行しています。

人口減少社会（少子高齢化）がこのまま進行した場合、労働力人口の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の増大等、社会経済への多岐にわたる深刻な影響が懸念されます。

本市においては、国よりも早い段階（昭和30年）で人口のピークを迎え、その後、人口の減少に転じていることから、人口減少問題を最重要の課題として捉え、その対策を講じてきました。今後も人口減少の進行をできる限り緩やかにするため、引き続き雇用の場と就業機会の拡大を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を充実し、さらに高齢者が元気に生きがいをもってくらし得る環境づくりを進めていくことが重要となっています。

（２）経済情勢への対応

わが国の経済は、平成 28 年時点では長期低迷からようやく持ち直しの兆しが見られ、失業率も徐々に改善の兆しを示しています。しかし、非正規雇用の増加により所得格差が拡大するなど経済情勢は厳しい状況にあり、地方においては、雇用の不安定化や地域産業の縮小化が懸念されています。

また、経済活動のグローバル化や、ICT※¹ の発達、交通・輸送手段の広域化・高速化などに伴い、人・物・金と情報のボーダレス化※² が急速に進むことで、国際間・地域間での競争がより激しさを増すと同時に、経済格差の顕実化が問題視されています。加えて、グローバル化の波は地方へも波及しており、観光分野においては、国による「観光先進国」実現へ向けた目標が示されるなど、地域や地方行政においても柔軟な対応が求められています。

このような状況から、地域産業も常に世界経済の動向や世界的な産業競争にさらされていることを踏まえ、本市においても、グローバル化に対応する積極的な取組として、国際的な視野での観光戦略や、地域の特性を活かした産業の振興などが課題となっています。

（３）安全・安心対策の充実

東日本大震災以降、地震や豪雨などの自然災害に対する市民の危機意識と地域の絆に対する重要性の認識は非常に高くなっており、防災対策の強化や地域防災体制の充実が求められています。

また、児童生徒や高齢者などの弱者を狙った犯罪や詐欺事件など、様々な犯罪や事件が発生しており、市民の安全・安心に対する関心もこれまで以上に高くなっています。

さらに、近年、有害鳥獣の生息域が、中山間地域等を中心に全国的に拡大し、人的被害や農作物への被害をもたらしており、本市においても、ツキノワグマによる人身被害が発生するなど日常生活の大きな不安となっています。

これらのことから、市民が安全・安心にらせるよう、更なる防災対策の充実を図るとともに、犯罪抑止のための対策や有害鳥獣への対策を関係機関と一体となって進めていくことが課題となっています。

※ 1 ICT (Information and Communication Technology) とは、情報通信技術を表す言葉です。

※ 2 ボーダレス化とは、境界や国境、国籍が意味をなさなくなる現象のことです。

（４）未来を拓く人材の育成

グローバル化や知識基盤社会※³の到来により、時代の変化に対応し、たくましく生き抜く人材を育てていく教育の重要性は、ますます高まっています。

また、平成 27 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることが期待されています。

本市においても、少子化が進行する中、市長と教育委員会との一層の連携強化を図り、本市の地域性に合った特色ある学校教育、生涯学習及び文化の振興を推進することにより、グローバルな時代を生き抜く人材を育成することが課題となっています。

（５）環境問題への対応

地球温暖化をはじめ、地球規模で環境問題が深刻化する中で、低炭素社会や循環型社会の構築、自然環境の保全・再生等の環境への意識や関心が高まっています。

また、東日本大震災において発生した電力不足を受けて、エネルギー資源のあり方について見直しが求められ、太陽光やバイオマス※⁴等の再生可能エネルギー※⁵の利用が拡大するとともに、次世代自動車の活用といった省エネルギー化が進んでいます。

本市においては、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、再生可能エネルギーの普及を促進し、省エネルギー化の推進やごみの資源化等で環境への負荷低減を図るなど、環境にやさしい低炭素・循環型社会の形成に向けた取組が求められています。

（６）高度情報化への対応

情報通信技術（ICT）の飛躍的な進歩と、スマートフォンやタブレットをはじめとする情報端末の普及、さらには様々な「モノ」がネットワークにつながる IoT※⁶が急速に進展するなど新たな技術やサービスが生活の中に次々と提供されています。

このような状況から、本市においても、高度情報化によって多様化が進む市民生活に対応し、行政サービスの更なる利便性の向上や地域の活性化を図るために、情報基盤の整備や情報技術の積極的な活用が課題となっています。

※³ 知識基盤社会とは、新しい知識、情報、技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のことを指します。

※⁴ バイオマスとは、生物資源（Bio）の量（Mass）を表す概念のことであり、一般的には、生物由来の有機性資源で再生可能なものを指します。

※⁵ 再生可能エネルギーとは、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、持続的に利用が可能な環境にやさしいエネルギーのことです。

※⁶ IoT（Internet of Things）とは、あらゆるモノがインターネットに接続することで、モノから得られるデータの収集・分析等の処理や活用が可能となり、これまでより高度で付加価値の高い機能が提供されるようになるということです。

（７）価値観・生活様式の多様化への対応

社会の成熟や国際化、情報化の進展に伴い、人々の価値観や生活様式は多様化してきており、これまでの経済的な豊かさから、人とのつながりや自然との触れ合いなど心の豊かさを重視する傾向が強まっています。

加えて、社会・経済の制度や仕組みも、画一的横並びから自主性や自立性を重んじる方向に見直されており、男女共同参画やノーマライゼーション^{※7}等、固定的役割分担意識にとらわれず社会的に対等な立場であらゆる分野に参画し、ともに責任を担うという考え方が浸透しつつあります。

このような状況から、本市においても、市民の価値観・生活様式の多様化に対応し、一人一人が生涯にわたり活躍できるような社会の形成や意識の醸成が課題となっています。

（８）市民参画と協働の推進

近年は、福祉や環境保護等、自らが課題の解決に取り組もうとする意識やボランティア意識の高まりにより、NPO^{※8}活動や社会貢献活動が活発に行われ、行政への参画や協働によるまちづくりの意識は高まっている一方で、核家族化や少子高齢化の進行をはじめとする環境の変化に伴い、地域内の連帯意識の希薄化や地域コミュニティの機能低下等が問題となっています。

本市においては、持続可能な地域社会の構築を図るためにも、市民一人一人の知恵と力を結集する市民参画や市民と行政の協働の取組を図っていくことがこれまで以上に求められています。

（９）地方分権の進展と特色ある自治体運営の推進

平成 12 年の地方分権一括法の施行以来、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるための改革が進んでおり、基礎自治体である市町村の役割は大きなものとなっています。加えて、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、人口減少対策や地方活性化等「地方創生」に向けた動きが本格化しています。また、一億総活躍社会の実現に向けた取組も始まっています。

本市においても、平成 27 年度に人口減少・少子高齢化に対応するため喜多方市総合戦略を策定しましたが、今後もより一層の創意工夫による、地域の特性を活かした魅力的で自立性のあるまちづくりが求められています。

※7 ノーマライゼーションとは、障害者や高齢者が他の人々と分け隔てなく生き生きとくらしていける社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方を指します。

※8 NPO（Nonprofit Organization）とは、「非営利組織」等と訳され、一般的にはボランティア団体をはじめ、非営利で公益的な活動を行う団体全般を指すものです。

2 市民の意識・意向から見た基本的課題

市民への満足度・重要度アンケート調査の結果において満足度が低かった事項やワークショップでの意見から、本市における基本的課題を整理します。

（１）産業の振興と雇用の創出への対応

本市においては、市内企業への支援や地道な企業誘致活動により、市内企業の新設・増設、進出企業数ともに増加しており、平成 22 年から平成 27 年までの新規雇用等の人数は 200 名を超えています。また、有効求人倍率は、平成 26 年度実績から 1 倍を超えて推移しています。

アンケートでは、「若者が満足して誇りを持って働ける場所の提供が重要」や「農業・林業に意欲を持って従事できる環境づくりが重要」などの意見があり、また、ワークショップでは、企業誘致の必要性についての意見があったところです。

今後は、地域特性に合致した産業の振興と特に若者のニーズにこたえる企業誘致により、安定した雇用に創出することが求められています。

（２）地域医療体制の充実

本市では、生活習慣病の予防など健康づくりを支援する環境づくりの整備と、喜多方市地域・家庭医療センターを中心とした地域医療の充実に努めており、家庭医による総合的な診療が市民に浸透してきています。

アンケートでは、これら施策の満足度が低い理由として、市内に総合医療施設がなく救急時に不安があることや、産科・小児科が不足していることなどが挙げられています。また、ワークショップにおいても、訪問診療などによる地域医療の充実やがん検診受診率の向上などの意見が出されています。

今後は、少子高齢化の進行も鑑み、救急医療体制の充実や山間地域の医療の確保などだれもが安心して生活を送るための地域医療体制の充実が求められています。

（３）子育て環境整備の充実

子育て支援については、子どもの医療費助成をはじめ、多子世帯の保育料軽減などの経済的支援や認定こども園^{※9}の開園、放課後児童クラブ館の受入体制の拡充など環境の整備に取り組んでいます。

アンケートでは、待機児童の問題や幼稚園・保育所の費用助成、子育て相談窓口の充実などが挙げられ、ワークショップでは、子どもの遊び場の確保やファミリーサポートの充実などの意見が出されています。

今後は、保育士の確保による保育需要への対応等、安心して子育てができる環境の整備をより一層進めることが課題となっています。

※9 認定こども園とは、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供し、また地域における子育て支援を行う施設として、都道府県知事の認定を受けた施設のことです。

（４）地域コミュニティの活性化

本市においては、少子高齢化の進行により地域コミュニティの活力低下が危惧されており、特に過疎・高齢化の著しい集落では地域行事の実施や地域住民自らが行う防犯防災への取組が困難になってきています。

アンケートでは、「地域住民の共同作業が難しくなっている」や「地域活動への若者の参加が少ない」などの意見があり、ワークショップにおいても、このような地域コミュニティの衰退や地域のつながりの希薄化を懸念する意見が多く出されました。

今後も継続して地域住民が主体的に取り組むまちづくりを支援するとともに、移住者の受け入れ及び交流人口の拡大を図り、地域ぐるみでの子育てへの協力や、地域住民による高齢者の見守り、防犯防災のための取組など、多様な役割を担う地域コミュニティの活性化を市民と協働で進めていくことが課題となっています。

（５）地域資源の活用

本市は、市域の約７割を森林が占める豊かな自然環境を有しており、また先人が築き上げた文化や、蔵や寺社などの歴史的建造物、風土が生み出した食文化など多彩な資源に恵まれています。一方で、森林資源の活用や地域に点在している資源の一体的な活用が課題となっています。

アンケートでは、「蔵の保存・活用に一層努力してほしい」や「身近な山や川、文化財や郷土史を生かす」などの意見があり、ワークショップでは、森林資源の活用による里山の再生などの意見がありました。

今後は、これら既存の地域資源の有効活用をさらに推進するとともに、新たな地域資源を見い出すなど、より愛着と誇りが持てる魅力あるまちづくりが求められています。

（６）公共交通機関の利用環境への対応

予約型乗合交通（デマンドバス）の導入により、市の公共交通カバー率（公共交通を利用可能な人口割合）は、ほぼ１００％に達したものの、満足度は低位を示しています。このことは、デマンドバスの利用環境が利用者のニーズから離れていることが考えられます。ワークショップにおいても、利用者のニーズに即した公共交通の構築を望む意見が出されたところです。

今後は、高齢化が進む中、特に高齢者の目線に立ったより利用しやすいデマンドバスの運用や、ニーズを捉えた公共交通の施策が求められています。

3 将来の都市像

合併して以降、本市は、市民の一体感の醸成と均衡ある発展を目指し、市民と行政が力を合わせ豊かで元気な喜多方を築き上げてきました。この間、リーマン・ショックや東京電力福島第一原子力発電所事故の困難を市民と行政が一丸となって乗り越えてきています。

現在、本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進行、環境・エネルギー問題、地域主権改革の推進など、大きく変化しており、これらの課題への対応が必要となっています。

特に人口減少問題は、労働力人口の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の増大等、社会経済や市民生活への多岐にわたる深刻な影響が懸念されることから、本市の最重要課題であると捉えています。

本市は、この厳しい現実に対応し、10年先、さらにその先も豊かで元気な喜多方を持続していかなければなりません。そのため、これからのまちづくりは、産業の振興を今まで以上に力強く推し進め、安定した雇用と市民所得の向上により若い世代の定住を促すことが重要と考えます。また、同時に、将来のまちづくりの担い手となる人材をあらゆる分野で育成していくことが重要です。今後は、これら産業の振興と人づくりが両輪となり、市の発展をけん引することによって、良好な経済状況と安定した市民生活を生み出し、だれもが活躍する、活力に満ちた元気なまちと市民の求める安心で快適なくらしを実現していくというビジョンのもと、新たな時代を創造していきます。

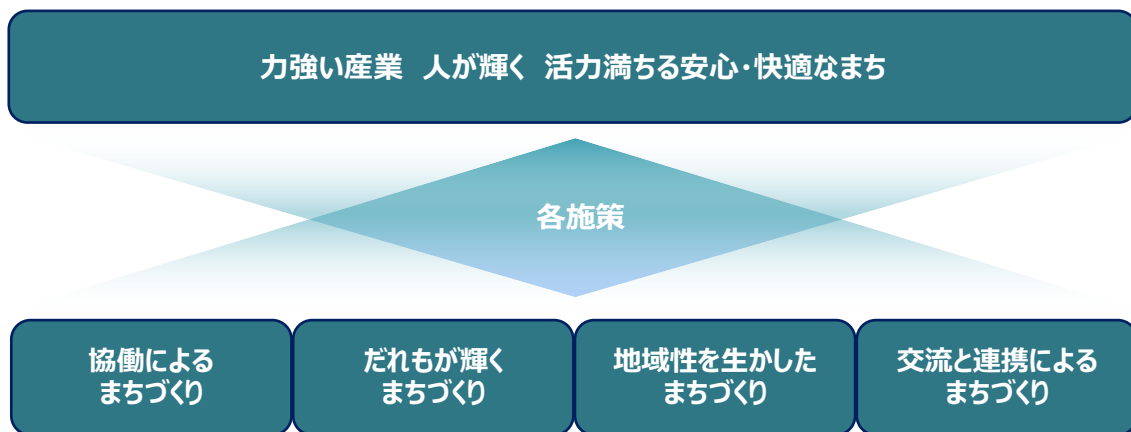
このような想いから、本市の将来の都市像を次のとおり掲げます。

力強い産業　人が輝く　活力満ちる安心・快適なまち

この都市像の実現に向け、市民との協働によるまちづくりを一層推進し、本市のさらなる躍進を目指していきます。

4 施策展開の基本的な考え方

将来の都市像の実現に向け、計画全体に係る基本的な考え方として以下の4つを掲げ、体系的な施策を展開していきます。



○ 協働によるまちづくり

まちづくりの主体は市民であるという理念のもと、市民と行政は大切なパートナーであることを踏まえ、市民のニーズを的確に捉えるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を担いながら、協働によるまちづくりに努めます。

○ だれもが輝くまちづくり

本市の将来にわたる持続・発展の担い手となる人づくりに重点を置き、あらゆる分野において人材の育成を進めるとともに、生涯を通じて一人一人がいきいきと活躍できるまちづくりに努めます。

○ 地域性を生かしたまちづくり

豊かな自然に恵まれた本市の特性を理解し、自然との共生を意識したまちづくりを進めるとともに、地域にある豊富な資源、文化や風土等の魅力を十分に引き出すことで、個性あるまちづくりに努めます。

○ 交流と連携によるまちづくり

ひと・もの・情報など様々な主体が交流し、連携することにより、新たな価値を創造し未来へ向けて持続的に発展していくまちづくりに努めます。

第2章 施策の基本方向

本市の将来の都市像である「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」を実現するため、次の4つをまちづくりの施策の基本方向とします。

大綱 1

地域の特性を生かした力強い産業づくり

人口定住に結びつく持続可能な経済活動の実現に向け、基幹産業である農業、ものづくり産業のさらなる発展と地域資源を活用した魅力ある観光を推進するとともに、企業の誘致や林業の再生、街なかのにぎわいを創出するなど、力強い産業の振興により新しい産業や雇用の創出、所得の向上が実現されるまちを目指します。

大綱 2

地域を支え未来を拓く人づくり

「まちづくりは人づくりから」の理念のもと、次代を担う子どもたちに向け質の高い良好な教育の実践とその環境整備に取り組むとともに、市民一人一人が、郷土の偉人や歴史・文化に学び、心豊かで充実した人生を送ることができるよう学習機会の提供や主体的に活動できる環境を整備します。そして、生涯にわたり郷土に愛着と誇りを持って、様々な分野で活躍する、本市の未来を支える人材が育つまちを目指します。

大綱 3

安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

保健、医療、介護、福祉の充実と連携、災害等への備えの強化など日々のくらしにおける安全・安心を確保し、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる環境や高齢者が元気に生きがいをもってらせる環境づくりを推進するとともに、生活や産業などを支える社会基盤の維持・充実により、活力ある、だれもが快適で生活しやすいまちを目指します。

大綱 4

自然との共生と元気なふるさとづくり

市民が主体的に行うまちづくりや市民活動を支援し、地域間の連携と交流や大学、企業等との協力・提携、移住者の受け入れなどにより魅力的で持続可能なまちづくりを推進するとともに、生活環境や自然環境、地球環境へ配慮した取組を進めるなど、地域の価値を高め、自然との共生と市民と行政の協働による活力あふれるまちを目指します。

施策体系

【 将来の都市像 】

力強い産業 人が輝く
活力満ちる安心・快適なまち

【 大綱（施策の基本方向） 】

大綱 1

地域の特性を生かした
力強い産業づくり

大綱 2

地域を支え
未来を拓く人づくり

大綱 3

安全・安心、思いやりのある、
人にやさしいまち・くらしづくり

大綱 4

自然との共生と
元気なふるさとづくり

【 節（施策の分野） 】

【 目標 】

農林業	担い手の確保と地域の特徴を生かした経営の展開により、魅力ある農林業の持続的な発展を目指します。
商業	経営環境を高めるとともに、多様な交流で賑わいを創出することにより、活気あるあきないのまちづくりを目指します。
工業	企業立地を推進するとともに、操業支援の充実により、就業構造基盤の強化を目指します。
雇用・労働	就業支援の充実と労働者福祉の向上により、安定した雇用と市内への定着を目指します。
観光	地域資源の魅力を最大限に引き出すことにより、出会いと発見・感動あふれる観光の振興を目指します。
学校教育	一人一人の個性や能力を引き出し、活かし、伸ばす教育により、すべての子どもの「生きる力」を育むことを目指します。
生涯学習	だれもが、いつでも、どこでも学習やスポーツに親しむことができる環境づくりを推進することにより、生涯学習活動への主体的な実践力を育むことを目指します。
歴史・文化	郷土の歴史や文化財の保護・保存、継承、活用と文化芸術の振興により、市民の歴史・文化等に対する一層の理解と意識の向上を図り、豊かな感性と郷土愛を育むことを目指します。
男女共同参画	男女共同参画の推進により、男女がお互いを尊重しあいながら自らの意思に基づいて個性や能力を発揮できる社会の実現を目指します。
子ども・子育て	子育て環境の整備と切れ目のない子育て支援により、安心して子どもを産み・育てることができるまちを目指します。
保健・医療・介護・福祉	保健・医療・介護・福祉の連携により、だれもが住み慣れた地域で健康に、安心してくらし続けることができるまちを目指します。
消防・防災	消防・防災体制の充実と自主防災意識の高揚により、災害に強いまちを目指します。
生活・安全	交通事故や犯罪、野生動物による人的被害の未然防止や放射線への不安解消により、安全で安心な生活が送れるまちを目指します。
社会基盤	市民生活や産業などを支える社会基盤の整備・維持管理の推進により、安全で快適な暮らしと経済活動の活性化、自然環境に配慮した良好な生活空間の形成を目指します。
協働・地域コミュニティ・市民活動	市民の主体的な活動の促進や市民と市の協働によるまちづくりにより、地域課題の解決や地域の活性化を目指します。
移住・定住	若年層を中心に市外からの移住、市内での定住促進により、人口減少の抑制と地域力の維持向上を目指します。
連携・交流	多様な連携と交流を通じ、ひと・もの・情報の流れを活発化することにより、本市の魅力や活力の向上と地域課題の解決を目指します。
生活環境・自然環境・景観	清らかな水の確保、美化意識の向上、良好な景観の形成により、心豊かな生活ができるまちを目指します。
循環型社会	限りある資源の有効活用と再生可能エネルギーの普及促進により、環境にやさしいまちを目指します。

第3編

基本計画

大綱 1

地域の特性を生かした
力強い産業づくり

◆目標

担い手の確保と地域の特徴を生かした経営の展開により、魅力ある農林業の持続的な発展を目指します。

■現状と課題

農林業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷、安価な農産物の輸入増加、林業における採算性の低下などにより厳しい状況にあります。さらには、平成 30 年度には米政策が大きな転換点を迎えるなど、わが国の農業にとって大きな影響が懸念されています。一方で、消費者においては、ニーズの多様化が進んでおり、需要に即した生産等を推進する観点から、高品質化のための施設化や新技術、新品種の導入、生産の低コスト化や安定供給体制の確立が求められています。

また、本市の農業は、兼業農家や小規模農家が大半を占めており、高齢化や担い手不足、中山間地域における過疎化の進行などから、農家数、農業従事者の減少が続いています。今後、高齢農業者のリタイアと農業就業者の減少により、地域によっては次世代への農業経営や技術の継承が不安定となるおそれがあることから、担い手の育成確保とともに、農地の集積や遊休農地対策が大きな課題となっています。

さらに、本市農作物のブランド力向上のため、安全・安心を P R する取組とあわせて、農家が主体的に取り組む 6 次産業化※¹等による高付加価値化の取組を促進し、地産地消と合わせ新たな農業の価値を創出していくことが必要となっています。

本市の林業は、木材価格の低迷や後継者不足により森林所有者の林業経営意欲が低下し、森林境界の不明確化も進むなか、森林の荒廃が懸念されています。一方で、国土の保全や地球温暖化防止、保健休養機能など森林が有する多面的機能が注目されており、林業経営体の育成を図るとともに、自然環境の保全に配慮しながら、森林資源の活用を促進することが課題となっています。

有害鳥獣や病害虫への対策については、中山間地域を中心に有害鳥獣による人的被害や農作物被害、スギの皮剥被害、病害虫による森林被害などが発生しており、自然環境に配慮しながら被害防止や捕獲などを進めていくことが課題となっています。

※ 1 6 次産業化とは、生産（1 次産業）・加工（2 次産業）・流通販売（3 次産業）を一体化した農林漁業の新たな取組であり、農林漁業者が自ら生産・加工・流通販売を一体的に行ったり、商工業者と連携して事業を展開するものです。

■施策の内容

(1) 担い手の育成・確保

- ・ 新規就農者の育成確保と農業の担い手となる認定農業者への誘導、集落営農の組織化及び農業生産組織などの法人化への誘導を推進しつつ、経営感覚に優れた経営体への移行に向けた支援を図ります。

(2) 農用地の集積と有効利用

- ・ 担い手への農地の利用集積を推進し、遊休農地の発生防止に努めるほか、地域の担い手の明確化と集落営農組織の育成等による地域ぐるみの円滑な農地の利用調整を推進します。

(3) 戦略的作物の産地化

- ・ 収益性の高い園芸作物の作付拡大と施設化を促進するとともに、高性能農業機械や優良品種・新技術の導入により安定した産地を育成し、稲作との複合経営による収益性・生産性の高い農業経営体の育成強化を図ります。

(4) 農業経営の安定化

- ・ 水田農業の安定化のため、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や出荷業者・団体と一体となって需要に応じた生産を進めます。
- ・ 経営所得安定対策交付金を活用し、土地利用型作物の導入や新規需要米における作業効率のアップと所得の向上により経営の安定化を図ります。
- ・ 畜産振興のため、各種補助事業を活用しながら施設の整備や高性能機械の導入を促進します。

(5) 販路の拡大

- ・ 本市産農畜産物の安全・安心や品質の高さについて、首都圏等でのトップセールスの展開やイベントへの参加、パートナーショップの効果的な活用などによりPRし、販路の拡大を図ります。
- ・ 農業を主体とした生産・加工・販売を総合的に実施する6次産業化の推進により、新たなビジネスを展開し、地域の持つブランドイメージの強化を図ります。

(6) 特色ある農業の推進

- ・ 安全・安心を求める消費者ニーズの高まりから、特別栽培やエコファーマー^{※2}を推進することにより、有利な販売戦略と環境にやさしい農業の展開を図ります。

※2 エコファーマーとは、県の認定を受け、たい肥などを使用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を行う農業者のことです。

(7) 農村環境・農業基盤の整備保全

- ・ 魅力のある農村集落の環境整備のため、地域が行う協働活動への支援や中山間地域の棚田などを含む農地の保全と有効利用を推進します。
- ・ 効率的な農業生産を確保するため、大区画のほ場整備、農道、用排水路等の整備を推進し、農家負担の軽減を図りながら土地改良施設の長寿命化対策への取組を推進します。

(8) 林業の担い手育成と生産基盤の整備

- ・ 市内林業事業体と連携しながら、森林経営計画の策定を推進し、民有林の森林整備の推進を図ります。
- ・ 木材の供給体制の構築を図るため、林業の担い手育成を促進し、林業機械の導入等を支援します。
- ・ 林道の整備や維持管理、森林病虫害対策等の森林保全対策などにより、林業生産基盤の整備を図ります。

(9) 森林の保全及び活用

- ・ 森林環境の整備、地域材の利用促進、森林環境学習の推進などに取り組みます。
- ・ 森林への理解と自主的な保全活動を進めるため、森林公園などの維持管理に努め、保健休養機能による市民の健康増進を図るなど、森林の多様な活用に努めます。
- ・ きのこと漆など特用林産物の生産の振興を図ります。
- ・ 災害を防止するため、治山事業や地すべり対策事業などに、国・県と連携し取り組みます。

(10) 有害鳥獣による被害防止

- ・ 有害鳥獣による人的被害や農作物の被害防止のため、野生動物を誘引しない環境づくりの支援や、有害鳥獣の捕獲などの対策を行います。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
認定農業者数 (農業の担い手の確保を示す人数)	530 人 (平成 27 年度)	610 人 (累計)	635 人 (累計)
認定新規就農者数 (新たな農業の担い手の確保を示す人数)	10 人 (平成 27 年度)	40 人 (累計)	40 人 (累計)
集落営農組織数 (農業の担い手として確保する組織数)	52 組織 (平成 27 年度)	65 組織 (累計)	80 組織 (累計)
農用地の集積率 (農業の担い手(認定農業者、認定就農者、育成すべき農業者)への集積目標)	56.2% (平成 27 年度)	65%	70%
園芸作物施設化率 (グリーンアスパラガスの生産における施設栽培面積の割合)	20.7% (平成 27 年度)	30%	40%
エコファーマー数 (福島県から「持続性の高い農業生産方式導入計画」の認定を受けた者(エコファーマー)の人数)	1,770 人 (平成 27 年度)	2,000 人 (累計)	2,200 人 (累計)
多面的機能支払交付金活動組織数 (農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動に取り組む年間の組織数)	91 組織 (平成 27 年度)	113 組織	128 組織
森林経営計画策定面積 (間伐・植林等の森林施業について定める「森林経営計画」を策定し、国や県の補助事業の対象となる民有林の面積)	2,078 ha (平成 27 年度)	3,100ha (累計)	3,500ha (累計)
集落環境診断の実施地区数 (集落環境診断に取り組んだ地区数)	30 地区 (平成 27 年度)	36 地区 (累計)	51 地区 (累計)
農作物野生獣被害対策事業取組地区数 (農作物野生獣被害対策事業を活用し、電気牧柵を導入した地区数)	7 地区 (平成 27 年度)	21 地区 (累計)	31 地区 (累計)

◆目標

経営環境を高めるとともに、多様な交流で賑わいを創出することにより、活気あるあきないのまちづくりを目指します。

■現状と課題

商業を取り巻く環境は、バブル経済崩壊後、長く続いた景気低迷とともに、インターネットなど情報通信技術の発達による販売・購入方法の多様化、買い物のレジヤー化や外食傾向の高まりなど消費者ニーズや生活様式の多様化など著しい変化がみられます。

また、人口減少や少子高齢化の進行などによる核家族化、居住地の分散、スーパーやホームセンターなど大規模小売店舗の郊外出店、コンビニエンスストアやドラッグストアなど新たな経営形態の増加などにより、商店街の集客力が低下し、市街地の空洞化が進んでいます。

地域住民が生活し、交流を深め、文化を育む重要な場である市街地の空洞化は、単なる商店街としての問題ではなく、まちづくり全体にかかわる大きなテーマであり、今後、商店街の活性化を図るとともに、地域住民の消費生活や交流の場として、商店街の機能向上が求められています。

このような中であって、本市においては、商工団体等と連携しながら、魅力ある商店づくりや街なかの賑わいを創出するとともに、中小企業の育成や起業・創業の促進により、新たな活力を生み出し、商業を活性化していくことが課題となっています。

■施策の内容

(1) 魅力ある商店づくりと賑わいの創出

- ・ 市内における消費の促進を図るため、各商店の魅力ある商店づくりの取組を支援します。
- ・ 商業者間、商工団体や地域間等の連携を強化し、市民と密着したイベントの開催など地域の特色や活力、コミュニティ機能を高める多様な交流により、街なかの賑わい創出を図ります。
- ・ 商店街の整備や高齢者等買い物弱者の利便性を向上させ、商店街機能の向上と商業を通じたまちづくりの推進を図ります。

(2) 中小企業の育成

- ・ 受注・販路拡大のため、商工団体、金融機関等と連携し、マーケティング能力の向上や積極的な市場開拓の取組を支援します。
- ・ 商工団体、金融機関等が行う経営改善普及指導などへの支援、中小企業の設備近代化、経営合理化、資金繰りなどを支援する融資制度と補助制度を充実し、経営基盤の強化による中小企業の育成を図ります。
- ・ 後継者の確保、若手経営者の育成、事業継承に対する支援などにより、人材の育成を図ります。

(3) 新たな活力の創出

- ・ 創業支援センターを中心に、商工団体、金融機関等と連携し、創業希望者が円滑に創業できる支援や開業後のフォローアップを充実させるとともに、空き店舗活用の支援により起業・創業を促進し、新たな活力の創出を図ります。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
創業者数 (喜多方市創業支援事業計画に準じて起業、創業した数)	25 人 (平成 27 年度)	63 人 (累計)	103 人 (累計)
空き店舗活用数 (福島県活力ある商店街支援事業(空き店舗対策事業)を新たに活用した数)	1 件 (平成 27 年度)	8 件 (累計)	13 件 (累計)

◆目標

企業立地を推進するとともに、操業支援の充実により、就業構造基盤の強化を目指します。

■現状と課題

グローバル社会の進展により、生産拠点の移転や価格競争の激化、為替相場の変動、東日本大震災などの影響により、工業を取り巻く環境に大きな変化が生じています。また、人口減少や少子高齢化の進行により、ものづくりを支える人材を確保することが難しくなっています。こうしたことから、ものづくり企業は、国内外の厳しい競争に勝ち残り続けるため、経営力と競争力の強化が求められています。

このような中、本市においては、ものづくり企業の経営基盤の強化と人材の育成を促進することにより経営力と技術力を高めるとともに、様々な機関と連携を図りながら今後成長が見込める分野や新分野への進出を促し、企業の強みや地域資源を生かした新製品・新技術の研究・開発の取組を支援する必要があります。さらに、新工業団地の整備による企業誘致や既存企業への操業支援を充実させ生産力の拡大などにより雇用を創出し、就業構造基盤の整備を図ることによって、地域の経済力を高めていくことが課題となっています。

■施策の内容

（１）経営基盤の強化

- ・ 生産性や収益性の向上を図るため、組織の意識改革や経営環境の改善、競争力の強化を支援します。
- ・ 技術力及び研究開発力を向上させ、景気変動や価格競争に影響されにくい新技術の獲得や付加価値の高い製品開発を支援します。
- ・ 受注拡大につながる販売力の強化の取組と新しい市場の開拓、販路拡大への取組を支援します。
- ・ 商工団体、金融機関等が行う経営改善普及指導などへの支援、中小企業の設備近代化、経営合理化、資金繰りなどを支援する融資制度と補助制度を充実し、企業の育成を図ります。

（２）雇用創出と人材の確保・育成

- ・ 企業誘致、既存企業の拡大などにより雇用を創出し、人材の確保を図ります。
- ・ 経営者・後継者の育成とともに、技術・技能の継承者、高度な製品・技術の開発に携わる人材の育成を支援します。
- ・ 将来のものづくりを担う人材の育成を図ります。

（３）新産業・新分野への進出支援

- ・ 地域資源と保有技術を生かした付加価値の高い製品や、新製品の開発など、新産業・新分野への進出を支援します。
- ・ 産学官金連携により、企業が抱える経営や技術など課題の解決を支援します。

（４）企業誘致の推進と操業支援

- ・ 工業団地の整備により、企業誘致の推進を図ります。
- ・ 対応力の高い生産体制の構築と生産力の拡大、生産効率や品質の向上などを支援します。
- ・ 新たな企業立地や設備投資しやすい環境を整備するとともに、創業や新エネルギー、成長分野への参入を支援します。
- ・ 工業振興に関する情報の共有化や助成金の申請など円滑な操業を支援する体制の強化・充実を図ります。
- ・ 広域的な企業の連携を支援するとともに、自治体間の連携により産業振興による地域活力の維持や雇用拡大の促進を図ります。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
工場等新設・増設件数 (工場立地法、福島県工業開発条例に基づく工場等 新設・増設届出件数)	2 件 (平成 27 年度)	10 件 (累計)	20 件 (累計)
製造品出荷額等 (工業統計調査(従業員 4 人以上の事業所)による 年間の製造品出荷額等の額)	713 億円 (平成 26 年)	2021 (平成 33) 年 750 億円	2026 (平成 38) 年 780 億円

◆目標

就業支援の充実と労働者福祉の向上により、安定した雇用と市内への定着を目指します。

■現状と課題

人口減少、少子高齢化の進行に伴い、労働人口の減少が危惧される中、地域経済が発展していくためには、企業等の安定した経済活動を支える人材の確保が重要です。

このため、学生の地元への定着率を高め、高齢者、女性、再就職者、U I J ターン^{※1}者、障がい者など幅広い人材の就業を円滑に進めるとともに、地域の企業等が求める人材を継続して育成していく必要があります。

また、すべての労働者が生きがいとゆとりを持って、いきいきと安心して働くことができる労働環境の充実が求められています。

このような中、ハローワーク喜多方管内の雇用状況は、有効求人倍率は一倍を超えていますが、全国、県内の他の地域と比べると低く、一部においては求人と求職のニーズが一致しないことなどにより、若年層を中心に市外への人材流出も生じています。

本市においては、商工業の基盤の強化とあわせ、就労機会の確保や新たな雇用の創出、良好な職場環境づくりなど労働環境の整備により、雇用の安定と若年層の市内への定着が課題となっています。

※1 U I J ターンとは、地方から都市へ移住したあと再び地方へ移住するUターン、地方から都市または都市から地方へ移住するIターン、地方から大規模な都市へ移住したあと地方の中規模な都市へ移住するJターンなど移住に関する動きの総称です。

■施策の内容

(1) 就業機会の確保と雇用創出の推進

- ・ 関係機関・団体と連携した就職面接会などの開催、就職情報の提供などにより、新規学卒者等、再就職希望者、障がい者等の就業機会の確保を図ります。
- ・ 雇用相談センターの相談・就業支援業務を充実し、就業の促進と求職・求人のマッチングを図ります。
- ・ 高齢者労働力の活用や、働きやすい環境づくりにより女性、障がい者等の就業を促進し、安定した雇用を図ります。
- ・ 企業誘致や市内企業への支援を通して雇用を創出するとともに、U I J ターン者や起業・創業者への支援により、新たな雇用の創出を図ります。

(2) 若年層の市内定着の促進と市内企業の人材確保

- ・ 関係機関・団体と連携し、高校生の市内企業への理解を高めるとともに、就職支援を充実させ、若年層の市内定着と市内企業の人材確保を図ります。
- ・ 若年層が市内での就職・定住を希望するような動機づけを提供し、若年層の市内定着を促進します。

(3) 職業能力の向上と労働者福祉の向上

- ・ 関係機関と連携し、職業能力開発の支援を充実し、職業能力の向上を図ります。
- ・ 企業に働きかけ、働きやすい環境づくりを図り、ワーク・ライフ・バランス※²（仕事と生活の調和）を推進します。
- ・ 小規模事業所と勤労者の福利厚生を充実し、労働者福祉の向上を図ります。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
有効求人倍率 (ハローワーク喜多方に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合)	1.02 (平成 28 年度)	1.00 以上	1.00 以上
地元就職率 (管内新規高卒者で管内就職希望者数のうち、管内就職者数の割合)	100% (平成 27 年度)	100%	100%

※2 ワーク・ライフ・バランスとは、だれもがやりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方の選択・実現ができる社会を目指すことです。

◆目標

地域資源の魅力を最大限に引き出すことにより、出会いと発見・感動あふれる観光の振興を目指します。

■現状と課題

国では、2020 年の訪日外国人旅行者数 4,000 万人を目標とする観光先進国を目指しており、観光資源の磨き上げや生産性の高い観光産業への変革、快適に観光できる環境整備に視点を置いています。

本市は、飯豊連峰をはじめとする豊かな自然環境や四季を彩る様々な花資源に恵まれ、また、神社仏閣や蔵などの人々のくらしと歴史を感じさせる建造物も多く残されています。さらにラーメンや蕎麦をはじめ、日本酒、味噌、醤油などの醸造品や豊かな農産物に由来する地域ならではの食文化が根付いており、これらの観光資源を生かした個性的なイベントや「ふるさと喜多方」を実感できる体験事業が各地で催されており、年間約 180 万人の観光客が訪れる観光都市となっています。

現在、観光客入込数については、東日本大震災前の水準まで回復傾向にあるものの、風評の影響が著しい教育旅行については震災以前の水準にはほど遠い状態が続いており、風評の払拭と宣伝誘致が課題となっています。

今後は、さらなる観光まちづくりの推進のため、市内にある豊富な観光資源を周遊するためのネットワーク化の仕組みづくりや、外国人観光客の誘客推進と受入体制の整備が求められるとともに、広域観光のルートづくりや、圏域の枠を超えた広域周遊のための連携強化が必要です。

また、ラーメンや日本酒以外の物産の知名度は依然として低い状況にあるため、風評の払拭と物産の知名度向上・販路拡大等による物産の振興についても課題となっています。

■施策の内容

（１）地域特性を活かした観光の魅力づくり

- ・ 豊かな自然と長い歴史に育まれた花々を誘客に活かす花でもてなす観光を進めます。
- ・ 既存の観光資源の魅力向上を図るとともに、新たな観光資源の発掘と活用により、観光地としての多彩な魅力の創出を図ります。
- ・ 体験プログラムの充実や季節に応じた様々な観光資源の組み合わせによる多様な周遊ルートの提案などにより、滞在時間の延長や市内宿泊者数の増加につなげ、観光消費の拡大に努めます。
- ・ 旧甲斐家住宅を観光拠点として整備し、蔵や町並み、神社仏閣、その他観光資源の面的な魅力を引き出すまちづくりを進めます。
- ・ 地域の特性を活かしたイベントや自然環境を生かしたアウトドア観光の振興を図ります。

（２）誘客宣伝活動の推進と受入体制の充実

- ・ 観光情報について、ターゲットを明確にし、ＩＣＴ及び各種メディアの活用や観光誘客イベントでの宣伝など効果的な情報発信を図ります。
- ・ 蔵とラーメンのまちとしての全国的知名度を最大限に活かし、旅行事業者やマスコミを対象とした観光プロモーションの展開と多彩な体験プログラム等を活用した教育旅行の誘致を図ります。
- ・ 観光案内所や観光駐車場の設置、観光ガイドの育成など、おもてなしの心を基本としたきめ細やかな受入体制の整備を図ります。
- ・ 公共交通機関と連携を図りながら、駅等の交通拠点と観光地を結ぶ二次交通の充実に向けた取組を図ります。
- ・ すべての人が観光しやすい環境を整備するため、観光施設のバリアフリー化や福祉機器の貸出しなど、観光支援サービスの体制づくりを行うとともに、施設の適正な管理に努めます。
- ・ 本市観光まちづくりの中核機関である喜多方観光物産協会の経営基盤の強化を図り、地域の観光マーケティングやマネジメントを担い、観光による地域づくりの主体となるDMO※¹の形成を目指します。

※１ DMO（Destination Marketing/Management Organization）とは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のことです。

（３）広域観光と外国人観光客の誘客推進

- ・ 近隣市町村や広域観光周遊ルート「日本の奥の院・東北探訪ルート」を通じた仙台市等との有機的な連携を強化するとともに、花でつながる観光交流宣言を締結した新潟市との相互協力・交流をさらに深め、国内外からの誘客を視野に入れた広域的な観光ルートづくりや誘客宣伝活動を進めます。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックを絶好の誘客の機会と捉え、観光案内板等の言語表記やWi-Fiスポット※²の整備促進など外国人観光客の受入環境の整備を図るとともに、関係機関・団体と連携し、海外プロモーションや宣伝活動を行います。

（４）グリーン・ツーリズムの推進

- ・ 学校訪問による安全・安心のPRなどの風評被害払拭に向けた取組を行うとともに、新たな体験メニューの開発や受入農家の増加・資質向上を図るなどグリーン・ツーリズムの受入体制の充実に努めます。
- ・ 首都圏でのイベントをはじめ、インターネットや情報誌等を通じ積極的なPRを行い、家族や小グループ等での参加者やリピーターの増加に努めます。

（５）物産の振興

- ・ 国内外で知名度や評価の高いラーメンや日本酒とともに、醸造品や工芸品についても本市ならではのこだわりの逸品の開発支援や国内外での販路拡大を推進します。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
観光客入込数 (本市を訪れた年間の観光客数)	1,825,786 人 (平成 27 年)	2021 (平成 33) 年 2,055,600 人	2026 (平成 38) 年 2,383,000 人
宿泊者数 (市内の旅館、ホテル等の年間の宿泊者数)	67,301 人 (平成 27 年)	2021 (平成 33) 年 70,800 人	2026 (平成 38) 年 72,800 人
グリーン・ツーリズム交流人口 (グリーン・ツーリズムで本市を訪れた年間の人数)	5,411 人 (平成 27 年度)	10,900 人	13,900 人
外国人観光客数 (本市を訪れた年間の外国人観光客数)	458 人 (平成 27 年)	2021 (平成 33) 年 2,400 人	2026 (平成 38) 年 3,900 人

※2 Wi-Fi スポットとは、パソコンやスマートフォン等から無線通信を利用してインターネットに接続できる公衆向けに開放された場所のことです。

大綱 2

地域を支え
未来を拓く人づくり

◆目標

一人一人の個性や能力を引き出し、活かし、伸ばす教育により、すべての子どもの「生きる力」を育むことを目指します。

■現状と課題

少子高齢化やグローバル化の進展等による社会の変化が激しい現代では、自ら課題を見つけよりよく解決する「生きる力」が必要とされています。国では、子ども達の「生きる力」を育むため、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等のバランスのとれた育成や、道徳教育、体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成を掲げています。

本市の児童生徒の学力について、近年の全国学力・学習状況調査の結果をみると、知識理解力は全国平均値と同等ですが、活用力は全国平均値を下回っています。今後は、学習意欲や態度の育成と個に応じた指導を目指し教師の指導力をさらに向上させるとともに、認定こども園等・小・中学校が連携し、社会の変化に対応するための「生きる力」を育成していくことが課題となっています。

心の教育について、本市では「喜多方市人づくりの指針」を活かした道徳教育や情操教育等に取り組んでおり、いじめや暴力などの問題行動は、全国と比べ非常に少ない傾向にあります。今後は、子どもが夢や目標を持ち、人としてよりよく生きようとする意志や態度を育成するとともに、地域や社会の一員として自立し、人と関わり合いながら地域社会の発展に貢献していける資質を育むことが必要となっています。

健やかな体の育成については、運動課題に基づいた授業の実施や体力づくりの日常化、運動好きな子どもの育成などに取り組んできました。今後は、体育の授業にとどまらず、生涯スポーツに取り組む態度について日常生活の中で育んでいくとともに、保護者や関係機関と連携した健康教育や食育、学校給食の充実が必要です。

安全教育については、学校安全体制づくりや危険回避能力の育成、放射線教育の推進等に取り組んできました。今後は、子どもが自ら危険を予知し、回避する能力を育成するため、体験的な学習の工夫改善と防災教育の充実が必要です。

教育環境については、すべての子どもが安全に安心して学ぶことができる環境の整備が求められており、本市の実態に応じた適正配置について様々な視点から十分検討し、施設整備を含め取り組んでいくとともに、教職員がやりがいと誇りを持つ

て子どもと向き合うことができる体制づくりが課題となっています。また、子どもたちが向上心や向学心を高め、意欲をもって学び活動できる教育の基盤づくりや、均等に教育の機会が得られる支援等を充実させていく必要があります。

学校施設については、これまでの計画的な取組により耐震化は平成 29 年度をもって完了することとなりますが、施設や設備の老朽化が進んでいる状況にあります。学校施設は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地域コミュニティの醸成や災害時の緊急避難場所としての機能を有する重要な施設であるため、適切な教育機能を維持するとともに、安全・安心で快適な施設環境を確保していくことが必要です。さらに、変化の激しい社会を生き抜いていく力を育むため、時代の要請に対応した施設・設備の充実が求められています。

子どもたち一人一人が自分のよさや可能性を活かしながら、社会において自立的に生きていくための必要な「生きる力」とは何かを、資質・能力として具体化し、そうした資質・能力を確実に身に付ける教育を通して、たくましく生き抜く力を育むことが大切です。

具体的には、「生きる力」としての資質・能力を、「すべての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力」「よりよい社会づくりのために必要な資質・能力」「社会の変化に対応できるように必要な資質・能力」と捉え、これらを育成するため、次の 7 つの施策に取り組みます。

- (1) 自己啓発力の育成
- (2) 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力の育成
- (3) 勤労観、職業観及び職能の基本的資質・能力の育成
- (4) 共助、協働の態度及びコミュニケーション能力の育成
- (5) 教員の資質・能力の向上
- (6) 安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備
- (7) 均等な教育機会の確保と意欲をもって学べるための支援

■施策の内容

(1) 自己啓発力の育成

- ・ 子どもが創造性を発揮して個性豊かな自分の生き方ができるよう、教養を修め、主体的でたくましい実践力を育成します。
- ・ 子どもが夢や目標を持ちその達成に向かっていけるよう、自尊心や自己肯定感を育みます。
- ・ 「喜多方市人づくりの指針」を活用し、子どもの社会性や望ましい価値観の形成を図ります。
- ・ 小学校農業科を通し、「豊かな心の育成」「社会性の育成」「主体性の育成」など、子どもの心の育成を図ります。
- ・ 「本物」(人、自然、文化、芸術、スポーツ、科学等)に触れることで憧れや感動を味わう機会をつくり、子どもの夢や希望を育みます。

(2) 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力の育成

- ・ 幼児教育との連携を図り、子どもの発達段階や個性を大切にした教育を行うことで、自ら知識や技能を獲得し、思考力・判断力・表現力を働かせ、主体的に課題解決できる子どもを育みます。
- ・ 学校・家庭・地域・関係機関等が連携し、それぞれの役割を果たしながら健康教育や食育等を充実させ、健やかな心身を育みます。

(3) 勤労観、職業観及び職能の基本的資質・能力の育成

- ・ ICTを学習の有効なツールとして活用することで、より深い理解や定着を目指すとともに、情報を活用する力を育てます。
- ・ 一人一人の社会的・職業的な「自立」に向け、必要となる資質や能力・態度の育成を図り、望ましい勤労観・職業観を育みます。
- ・ 体験活動やボランティア活動の推進と充実を図り、自らの思考や知識を働かせ実践する力を育みます。
- ・ 発明、発見、ものづくりなど様々な体験活動を通して育まれた子どもの知識や気づき、興味等を活かし、創造性を培います。

(4) 共助、協働の態度及びコミュニケーション能力の育成

- ・ 子どもが社会の一員として、必要な知識・スキル・価値観を身に付ける教育を行います。
- ・ 子どもが郷土に自信と誇りを持ち、それを人前で自信をもって表現できる子どもの育成を図ります。
- ・ 障がいのある、なしにかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会を得ら

れるよう、インクルーシブ教育^{※1}の充実を図ります。

- ・ 一人一人の人間関係をつくる力を育むとともに、それぞれが自己実現を目指した学級集団の人間関係づくりに取り組みます。

(5) 教員の資質・能力の向上

- ・ 児童生徒を理解する力、授業力、生徒指導力、学級経営力等を高めるための研修会等を充実させます。
- ・ 教員の能力開発や資質の向上及び組織の活性化に向けた人事評価を充実させます。

(6) 安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備

- ・ 児童生徒一人一人の「なかよくたくましく生きる力」を育成するため、小・中学校の適正規模、適正配置を推進します。
- ・ 悩みを持つ子どもが気軽に相談できる体制づくりや、不登校の子どもが人と触れ合ったり学習したりできる教育環境づくり並びに安全・安心な給食運営体制等の整備を進めます。
- ・ 多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に課題解決を図るとともに、教職員が職務に専念できる環境をつくり、子どもと向き合う時間を創出します。
- ・ 老朽化した学校施設の計画的な改修・改築など、安全・安心な教育環境の整備を進めるとともに、ICTを活用した教育設備の充実など、これからの社会を生き抜いていく力を育成するための教育環境の整備に取り組みます。
- ・ 遠距離通学の安全・安心を確保するため、スクールバスの運行や公共交通機関の利用に対する支援を行います。

(7) 均等な教育機会の確保と意欲をもって学べるための支援

- ・ すべての子どもに均等な教育機会を確保するため、経済的理由により就学や進学が困難と認められる子どもの保護者に対し、就学援助や奨学資金制度の活用により経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 子どもたちが向上心と意欲を高め音楽や体育の競技会等に参加できる環境をつくるため、競技会等への参加に要する保護者負担の軽減を図ります。

※1 「インクルーシブ教育」とは、障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育のことです。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
「自分には、よいところがある」と回答した割合※ ² (全国学力・学習状況調査における質問項目(「あてはまる」と回答した割合))	〈小学校〉 31% 〈中学校〉 24% (平成 28 年度)	〈小学校〉 50% 〈中学校〉 50%	〈小学校〉 80% 〈中学校〉 80%
全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学の「主に知識に関する問題(A)」と「主に活用に関する問題(B)」の結果の全国との比較(知)※ ³ (全国平均との比較)	〈小学校〉 国語A: 全国並み 国語B: 下回る 算数A: やや下回る 算数B: やや下回る 〈中学校〉 国語A: やや下回る 国語B: やや下回る 数学A: やや下回る 数学B: 下回る (平成 28 年度)	〈小学校〉 各科目とも やや上回る 〈中学校〉 各科目とも やや上回る	〈小学校〉 各科目とも 上回る 〈中学校〉 各科目とも 上回る
「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した割合(徳)※ ⁴ (全国学力・学習状況調査における質問項目(「あてはまる」と回答した割合))	〈小学校〉 66% 〈中学校〉 70% (平成 28 年度)	〈小学校〉 80% 〈中学校〉 80%	〈小学校〉 90% 〈中学校〉 90%
体力・運動能力調査における達成率(体)※ ⁵ (調査の8種目中、何種目で全国平均値並となったかを表す達成率)	〈小学校〉 男: 46% 女: 44% 〈中学校〉 男: 23% 女: 20% (平成 28 年度)	〈小学校〉 男: 63% 女: 63% 〈中学校〉 男: 50% 女: 50%	〈小学校〉 男: 100% 女: 100% 〈中学校〉 男: 100% 女: 100%
「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合※ ⁶ (全国学力・学習状況調査における質問項目(「あてはまる」と回答した割合))	〈小学校〉 67% 〈中学校〉 48% (平成 28 年度)	〈小学校〉 80% 〈中学校〉 70%	〈小学校〉 90% 〈中学校〉 80%
学級生活満足群と不満足群の割合※ ⁷ (Q-U※ ⁸ で、学級集団に対し「居心地がよい、嫌な思いをしていない」と捉えている子どもの割合(満足群)とその反対と捉えている子どもの割合(不満足群))	〈小学校〉 満足群: 64% 不満足群: 13% 〈中学校〉 満足群: 59% 不満足群: 19% (平成 28 年度)	〈小学校〉 満足群: 80% 不満足群: 0% 〈中学校〉 満足群: 75% 不満足群: 0%	〈小学校〉 満足群: 90% 不満足群: 0% 〈中学校〉 満足群: 85% 不満足群: 0%

(各指標の調査対象は、体力・運動能力調査が小学校5年生と中学校2年生、学級生活満足群が小学校5、

6年生と中学校1年生、その他は小学校6年生と中学校3年生です。)

- ※2 自己啓発力が醸成されたかを測るもの。平成28年度の全国平均値(〈小学校〉36%〈中学校〉27%)を上回る目標設定とします。
- ※3 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力が育成されたかを測るもの。知・徳・体の知の分野。全国平均を上回る目標設定とします。
- ※4 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力が育成されたかを測るもの。知・徳・体の徳の分野。平成28年度の全国平均値(〈小学校〉72%〈中学校〉72%)を上回る目標設定とします。
- ※5 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力が育成されたかを測るもの。知・徳・体の体の分野。8種目すべてで全国平均値を上回る目標設定とします。
- ※6 勤労観、職業観及び職能の基本的資質が育まれたかを測るもの。平成28年度の全国平均値(〈小学校〉69%〈中学校〉45%)を上回る目標設定とします。
- ※7 共助、協働の態度及びコミュニケーション能力が育成されたかを測るもの。満足群は、平成28年度の全国平均値(〈小学校〉39%〈中学校〉37%)を上回る目標設定とし、不満足群は0%を目指します。
- ※8 Q-Uとは、楽しい学校生活を送るためのアンケート形式の標準化された心理テストであり、「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」と「居心地のよいクラスにするためのアンケート」で構成されています。

◆目標

だれもが、いつでも、どこでも学習やスポーツに親しむことができる環境づくりを推進することにより、生涯学習活動への主体的な実践力を育むことを目指します。

■現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、自らが健康で心豊かな充実した人生を送るため、さらにはボランティア活動等を通じた社会参加などにより自己実現を図るため、自主的に生涯学習や生涯スポーツの活動に取り組む人が増えています。

本市においてもこのような個別化、多様化する活動意欲の高まりに対し、地域づくりに活躍できる人材育成の観点を視野に入れて、ニーズに沿った適切な学習機会の提供と活動への支援を充実していくとともに、市民が自主的に活動する環境の充実を図っていくことが課題となっています。

生涯学習やスポーツ及び文化活動の場である社会教育施設、社会体育施設を利用し充実した活動を行うため、これら施設の適正な維持管理及び老朽化している施設の計画的な整備等が求められています。

また、核家族化や社会環境の変化などにより、非行の低年齢化や凶悪化が進むなど、青少年問題が深刻化しています。今後は、青少年健全育成団体の活動を充実させながら家庭、学校、地域が一体となって、青少年が自立し夢や希望が持てる社会づくりを進めることが必要とされています。

■施策の内容

（１）生涯学習の推進

- ・ 「喜多方市人づくりの指針」が市民一人一人に浸透していくよう、啓発の強化に努めます。
- ・ 社会教育関係団体や文化活動を行う団体が活発に活動できるよう、団体の育成と活動の活性化に向けた支援を行います。
- ・ 自主的・自発的に生涯学習活動に取り組めるよう、社会教育施設による生涯学習の機会と場を提供し、ライフステージ※に合わせた学習機会を拡充します。
- ・ 社会教育施設を市民が安心して利用できるよう、施設の耐震化の取組や老朽化した施設の改修・改築等を計画的に進めます。

（２）生涯スポーツの推進

- ・ 市民が気軽にスポーツに参加できる機会を提供するため、市民のニーズを踏まえた各種スポーツイベント等を開催し、参加者の拡大に努めます。
- ・ 市民やスポーツ関係団体が充実したスポーツ活動に取り組めるよう、指導者を対象としたスポーツ講習会等を開催し、指導者の育成と確保に努めるとともに、団体の組織強化や団体間の更なる連携強化に努めます。
- ・ 社会体育施設を市民が安心して利用できるよう、耐震化の取組や老朽化した施設の改修・改築等を計画的に進めるとともに、効率的な施設の管理と運用に努めます。
- ・ 地域に根差した生涯スポーツを推進するため、小中学校体育施設の開放数の増加に努めるほか、県内唯一の漕艇場を活用したボート大会や講習会等を開催し「ボートのまちづくり」に一層取り組みます。

（３）青少年の健全育成

- ・ 青少年健全育成団体が活発に活動できるよう、子育て世代の団体活動への参加促進や保護者同士のネットワークづくりなど、家庭と地域が連携した青少年の健全育成に取り組みます。
- ・ 青少年ボランティアを育成するため、各種団体等との連携を図り、活動の支援に取り組みます。

※ ライフステージとは、人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階のことです。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
生涯学習講座の受講者数 (生涯学習講座を受講した年間の延べ人数)	53,837 人 (平成 27 年度)	55,000 人	56,000 人
講師派遣事業支援実施数 (勉強会等への講師派遣の年間の回数)	55 回 (平成 27 年度)	80 回	100 回
市立図書館の図書貸出し冊数 (市立図書館の年間の図書貸出し冊数)	133,273 冊 (平成 27 年度)	135,000 冊	138,000 冊
生涯スポーツ活動者数 (スポーツイベント・教室等への年間参加者数)	18,994 人 (平成 27 年度)	20,000 人	21,000 人
スポーツ施設利用者数 (スポーツ施設年間利用者数)	318,167 人 (平成 27 年度)	321,000 人	324,000 人

◆目標

郷土の歴史や文化財の保護・保存、継承、活用と文化芸術の振興により、市民の歴史・文化等に対する一層の理解と意識の向上を図り、豊かな感性と郷土愛を育むことを目指します。

■現状と課題

全国では郷土の歴史・伝統・文化を次世代に受け継いでいくため、地域の歴史や文化芸術、それを取り巻く自然環境を見つめ直すとともに積極的に活用するなど、独自性に富んだまちづくりが行われています。本市においても、文化財や蔵などの地域資源の重要性とその効果的な活用について市民の関心が高まりつつあり、今後の地域活性化に向けてますます重要となっています。

本市には、豊かな自然や数多くの国・県・市指定文化財、歴史を感じさせる蔵、地域的な特徴を有する伝統的な町並みや数々の歴史資料など豊富な地域資源とともに、古くから様々な芸術家を受け入れ育ててきた土壌・気質があり、これらは地域の人々が護り育んできた本市の誇りでもあります。

地域の宝である貴重な文化財や文化芸術を育んできた土壌は、本市の歴史を理解するうえで欠くことのできないものであり、感性が豊かで郷土に誇りの持てる人材を育成するために、これらを良好な状態で保護・継承・活用していくことが求められています。

また、文化財保護と文化芸術の振興を図るため、文化施設の整備や文化芸術活動の活性化により市の歴史・文化・芸術の魅力を発信し、まちづくりや観光施策においても積極的に文化財や文化芸術の力を活用していく必要があります。

■施策の内容

（１）文化芸術の振興・文化芸術活動への支援

- ・ だれもが気軽に文化芸術に親しめる環境づくりと、優れた芸術作品に触れる機会の拡充に努めます。
- ・ 文化芸術団体の活性化を図るため、文化協会などの運営を支援するとともに、市民への団体活動の情報提供に努めます。

（２）歴史・文化等の発掘、保護・保存、継承

- ・ 本市の歴史・文化を正しく理解し文化財を後世に伝えるため、貴重な文化財を新たに市の文化財に指定するなど、保護・保存・整備に努めます。
- ・ 無形民俗文化財を次世代に継承するため、専門家による保存団体への指導助言や活動経費の助成などにより、後継者の育成と活動の支援に努めます。
- ・ 市街地の開発や生活環境の変化により失われていく町並みを保存するため、地域住民や関係機関と連携し、蔵や伝統的な建造物の保護・保存に取り組みます。
- ・ 豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、魅力や情報の発信に取り組みます。

（３）歴史・文化の活用

- ・ 地域の歴史を学び後世に伝えるため、遺跡の発掘調査成果の公開や講演会、市町村史収集資料などを利用した市史セミナーを開催し、文化財の活用にも努めます。

（４）文化施設の整備

- ・ 市民が市美術館を快適に利用し芸術作品等を適切に保管・展示できるよう、施設の整備に努めます。
- ・ 郷土民俗資料館の展示資料等を適切に活用できるよう、老朽化した施設の整備に努めます。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
文化財活用事業の参加者数 (文化財を活用した各種事業への年間参加者数)	2,300 人 (平成 27 年度)	2,500 人	2,800 人
喜多方市美術館入館者数 (喜多方市美術館の年間入館者数)	13,629 人 (平成 27 年度)	15,000 人	16,000 人

男女共同参画

◆目標

男女共同参画の推進により、男女がお互いを尊重しあいながら、自らの意思に基づいて個性や能力を発揮できる社会の実現を目指します。

■現状と課題

少子高齢化の進行や社会経済情勢が様々に変化している中、個人が互いの人権を尊重し、性別に関わりなく、男女が共に自らの意志に基づいて、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。しかし、今もまだ、社会の様々な分野における方針などの立案から決定までの過程において、女性の参画が十分進んでいない状況にあり、さらに男女共同参画を推進することが重要となっています。

また、固定的な性別役割分担意識が今も根強く、それにより特に女性の能力発揮の機会や選択の自由が制約される状況が見られます。

このような中、国においては、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が定められるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入っています。

本市においては、男女が互いを尊重しつつ、社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画できる社会の実現を目指して、喜多方市男女共同参画推進条例を制定するとともに喜多方市男女共同参画基本計画に基づく取組を推進しています。

今後も、家庭、学校、企業、地域などでの男女共同参画意識の浸透と女性の参画推進のための環境整備を進めていくことが必要です。

■施策の内容

(1) 男女共同参画社会の推進

- ・ 互いを尊重しあう男女平等の意識づくりのため、家庭、学校、企業、地域などであらゆる機会を捉え、男女共同参画意識の浸透を図るための学習や啓発事業の実施に努めます。
- ・ 様々な分野への男女共同参画を促進する環境づくりのため、市の審議会等へ女性の積極的な登用を図るとともに、事業所や地域活動における男女共同参画の推進に努めます。
- ・ 仕事と生活の調和を図る環境づくりのため、男女が仕事と家庭を両立しやすい社会環境を整備するための支援に努めます。
- ・ 市民が行う男女共同参画推進のための活動を支援するとともに、生涯にわたり安心してらせる環境づくりに努めます。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
審議会等における女性委員の割合 (本市の審議会等の委員数に占める女性委員の割合)	32.2% (平成 28 年度)	40%	40%
男性の育児休業取得率 (喜多方市役所の男性職員の育児休業取得割合※ ¹)	0% (平成 27 年度)	5%以上	5%以上
男性の育児参加のための休暇取得率 (喜多方市役所の男性職員の育児参加のための休暇取得割合※ ²)	0% (平成 27 年度)	10%以上	10%以上

※1※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した特定事業主行動計画の目標値です。地方公共団体は、地域の一般事業主をリードする行動計画の策定が求められています。

大綱 3

安全・安心、思いやりのある、
人にやさしいまち・くらしづくり

◆目標

子育て環境の整備と切れ目のない子育て支援により、安心して子どもを産み・育てることができるまちを目指します。

■現状と課題

本市における少子化の傾向は緩やかな進行であるものの着実に進んでおり、若者の人口流出や晩婚化・非婚化による影響が考えられます。また、核家族化や都市化の進展、地域のつながりの希薄化などによる家庭や地域全体の子育て力の低下や、子どもを持つことによる経済的負担の増加、さらには子どもの預け先確保への不安など、子育て世代が抱える不安は増えてきています。今後は少子化に歯止めをかける施策として男女の出会いの創出に努めるとともに、子育て環境の整備や保護者の負担軽減策、地域全体で子育てを支援する体制づくりなど、より一層子どもを安心して産み育てることができる環境を整えていく必要があります。

併せて、妊産婦や乳幼児の健康ケアについては、安全・安心な妊娠、出産のための情報提供や検診・保健指導等の支援体制の充実が求められているほか、乳幼児期からの健康づくりや健全な食生活習慣の形成など、健やかな発育・発達に関する母子保健サービスの提供を通して、家族とともに子どものころからの生活習慣病予防対策をより一層推進していくことが重要となっています。

■施策の内容

（１）保育等の充実

- ・ 延長保育、預かり保育、一時保育、病後児保育などの実施と充実に努めます。
- ・ 保育施設等の効率的な配置について検討するとともに、安全で安心な施設の整備や維持管理に努めます。
- ・ 就学前教育、保育の充実に図る観点から、保育士などの人材の確保に努めます。
- ・ 放課後児童対策として放課後児童健全育成事業を実施します。
- ・ 保育所や認定こども園等については、地域における子育て支援の拠点として運営の充実に努めます。
- ・ 老朽化している児童館や児童クラブについては、他の施設の有効利用などに努めます。

（２）地域における子育て力の向上

- ・ 子育てをしている家庭が地域で孤立しないようにするため、育児相談体制と保護者同士の交流の場などの充実に図るとともに、地域における子育て力向上のための取組を推進します。
- ・ 子育ての不安を解消し健全な子育てを推進するため、育児に必要な情報の提供及び相談を行う地域子育て支援拠点事業の活用促進を図ります。
- ・ 地域における子育て環境の整備のため、児童遊園地の適切な維持管理と、行政区が新たに児童遊具を設置する際の支援を行います。
- ・ いじめや虐待などの早期発見とその対策に取り組み、子どもの人権を守ります。

（３）子育て世代への経済的支援

- ・ 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

（４）安全・安心な妊娠・出産と健やかな子どもの発育・発達の支援

- ・ 前期妊婦健診の貧血有所見者への貧血予防の情報提供に加え、全妊婦に対し妊娠届出時の貧血予防の保健指導を強化するとともに、妊娠・出産、子どもの発育・発達を支援するための情報提供の充実に図ります。
- ・ 発育・発達に対する課題や不安について、発達観察相談会等において個々の状況に合わせた継続的な支援を図ります。
- ・ 栄養・食事の問題に関し支援が必要な保育者に対して、健診時に個別指導をするとともに、離乳食教室参加を積極的に勧奨し調理等の育児スキルの提供など継続的な支援・指導を行います。
- ・ 妊娠期・乳幼児期からの継続的な歯と口腔の健康づくりを推進します。

- ・ 子どもの肥満解消や健康づくりのため、関係機関とともに、乳幼児期から学童期までの子どもの健康実態を統一的に把握し、情報と課題を共有しながら、連携した栄養・食育対策を推進します。

(5) 出会いの創出

- ・ 世話やき人制度の活用や婚活イベント等を開催するなど、男女の出会いのきっかけづくりに努めます。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
出生数 (本市における年間の出生数)	327 人 (平成 27 年度)	320 人	320 人
妊婦一般健康診査(後期)所見ありの減少 (妊婦一般健康診査(後期)の受診結果で所見ありの減少)	47.7% (平成 27 年度)	28%	18%
むし歯のない 3 歳児の割合 (3 歳児健康診査時にむし歯のない子どもの割合)	71.5% (平成 27 年度)	80%	82%

◆目標

保健・医療・介護・福祉の連携により、だれもが住み慣れた地域で健康に、安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

■現状と課題

本市の平均寿命（平成 22 年度市町村別生命表）については、女性は福島県 59 市町村の中で上から 3 番目の 86.9 歳であるのに対し、男性は下から 2 番目の 77.4 歳であり、男女の平均寿命の差は 9.5 歳と大きく、全国第 6 位という状況にあります。また、生活習慣病の状況では、本市のがんや循環器系疾患による死亡は、日本人全体の傾向と同様に死因総数に占める割合が高く、脳血管疾患及び心疾患の死亡率（対人口 10 万人）については、国・県平均を大きく上回っている状況にあります。

このように、市民の健康に関わる数値は厳しい状況にあり、本市においては、生活習慣病、とりわけ循環器疾患の予防・改善が認知症も含めた介護予防にもつながる喫緊の課題となっています。

地域医療体制については、喜多方市地域・家庭医療センターが開設し 5 年が経過した現在では、家庭医による総合的な診療が市民に受け入れられ、受診者数も順調に推移しており、県立喜多方病院閉院後の地域医療に大きく貢献してきたところで、今後は医師の確保などの診療体制の充実を引き続き進めるとともに、地域包括ケアシステムの構築を見据え、高齢化の進む中山間地域の医療の確保や小児を中心とした初期救急体制も含めた地域医療体制の充実について関係機関との連携による取組を進めていく必要があります。

国民健康保険については、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となって市町村とともに制度の運営を担うこととなります。このような状況を踏まえ、平成 30 年度に向けた制度の円滑な移行とともに県と連携した適正な運営を図り、きめ細やかな保健事業の実施や後発医薬品の利用促進などの医療費適正化に一層取り組んでいく必要があります。

後期高齢者医療制度については、高齢者人口の増加とともに、一人あたりの医療費が増加傾向にあります。今後も、県後期高齢者医療広域連合とともに医療費適正化に努め、制度の安定化に取り組んでいく必要があります。

本市では、既に高齢化率が 33%を超え、2025 年には 40%に達すると予測される中、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、認知症、閉じこもり、寝たきりや高齢者虐待など、高齢者を取り巻く問題が顕在化してきています。また、地域におけるつながりが希薄化してきており、高齢者が置かれている環境は、次第に厳しいものとなっています。

このため、本市においては、高齢者の自立支援や介護支援体制、並びに地域住民が参加した地域生活支援体制として、各関係機関や市民との連携を図りながら高齢者支援のネットワークを強化することが重要となります。また、高齢者の生活支援の総合的なマネジメントを担う「地域包括支援センター」による包括的支援事業の一層の充実に努めることが必要となっています。加えて、健康で安心してらせる地域社会の形成に向けて、市民の健康づくりや介護予防に対する意識の向上を図りながら、太極拳ゆったり体操など本市の特徴を取り入れた介護予防サービスを提供するとともに、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」が重要となります。

本市の障がい者手帳所持者の近年の状況は、身体障害者手帳は減少傾向に、療育手帳は横ばいの傾向に、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向となっています。このうち、身体障害者手帳所持者の約 60%は 75 歳以上であることから、今後、団塊の世代が後期高齢者になると、身体障害者手帳所持者が増加することが予想されます。このため、障がい者の動向を踏まえながら、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う各種障がい福祉サービスの充実に努めることが必要となっています。

生活保護受給世帯は、全国的には増加している中、福島県は横ばいの傾向となっており、本市においては平成 25 年 2 月をピークに減少傾向となっていますが、高齢者のみの世帯や高齢者人口は増加していることから、生活環境の変化により生活困窮となるケースが少なからずあるものと考えられます。今後も、生活保護制度の適正な実施と、平成 27 年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の取組により、生活困窮者に対して速やかで適切な対応を図ることが必要となっています。

ひとり親家庭については、全国的には増加する傾向が見られますが、本市においては横ばいの傾向となっています。ひとり親家庭では、平均年間収入が一般家庭に比べ低い傾向が見られるため、生計維持や自立に向けて支援していく必要があります。

■施策の内容

（１）生活習慣病予防対策の推進

- ・ 特定健診・がん検診受診率向上対策を推進します。
- ・ 脳血管疾患、心疾患、糖尿病性腎症への対策を強化します。

（２）健康づくりに関する普及・啓発の推進

- ・ 様々な機会を捉え市民の健康実態を周知し、健（検）診受診や生活習慣改善への動機付けにつながるよう、栄養パンフレットの活用やミニ講話などの情報提供を継続して行います。
- ・ 市民が食育、栄養・食生活に関する情報を入手し、個人で実践できる環境づくりに努めます。
- ・ 休養・こころの健康・睡眠に関する知識の普及啓発を推進します。

（３）地域医療体制の充実

- ・ 県、医師会及び県立医科大学と連携して、喜多方市地域・家庭医療センターの診療体制の充実及び関係機関との連携による地域医療体制の充実に努めます。
- ・ 医師会や喜多方地方広域市町村圏組合と連携し初期救急及び二次救急体制の維持に努めるとともに、広域連携による二次医療圏での救急医療体制の充実に努めます。
- ・ 県、県立医科大学等と連携し、喜多方市地域・家庭医療センターの研修機能を高め、家庭医の育成・確保を促進するとともに、医師会等と連携し、医療・看護人材の育成及び地域への定着を図ります。

（４）国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する啓発、情報の提供並びに後発医薬品の利用促進や診療報酬明細書（レセプト）点検の充実強化などにより、医療費の適正化と制度の適切な運営に努めます。

（５）喜多方市地域包括ケアシステム[※]の構築

- ・ 地域の実情を把握し、高齢者の課題を多職種連携により解決できるよう地域ケア体制の整備を図ります。
- ・ 在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療と介護の連携を推進します。

※ 喜多方市地域包括ケアシステムとは、「医療・看護」「介護・リハビリ」「障がい」「保健・福祉（行政）」が有機的に連携し、住民同士が支え合うことで、だれもが住み慣れた地域で可能な限り継続して生活できる環境づくりを目指すものです。

- ・ 認知症の早期発見、早期対応に努め、認知症高齢者本人や家族を支えていけるよう、認知症施策を推進します。
- ・ 地域における高齢者の見守り等、高齢者がくらしやすい生活支援サービスの体制整備を図ります。
- ・ 太極拳ゆったり体操などによる介護予防の推進と、高齢者に寄り添うまちづくりに努めます。
- ・ 老人クラブやいきいきサロン、高齢者生産活動センターなどへの社会参加を促し、高齢者の生きがいを推進します。
- ・ 認知症高齢者等に対し、「権利擁護事業」「成年後見制度利用支援事業」を活用し、高齢者の尊厳を保持するとともに、関係機関と連携しながら高齢者の虐待防止に努めます。
- ・ 適切な介護サービスを提供できるよう、計画的な介護サービスの基盤整備とサービスの質の向上を図ります。

(6) 保健・福祉施設の整備

- ・ 高齢者や障がい者が健康で安心してくらす地域社会の形成に向け、保健、介護、福祉施設などの整備充実を図ります。

(7) 障がい者への支援

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う障がい福祉サービスの充実に努めます。
- ・ 障がい者（児）の自立を支援するため、特別障害者手当、重度心身障害者医療費の支給などにより福祉の増進を図ります。
- ・ 障がい者（児）の社会参加や地域における活動を支援するため、地域生活支援事業に積極的に取り組みます。

(8) 生活困窮世帯への支援

- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく必須事業の取組とあわせて各種任意事業の取組に努めます。
- ・ 生活保護制度の適正実施を図ります。

(9) ひとり親家庭に対する支援

- ・ ひとり親家庭に対する各種手当の支給や相談体制の充実を図ります。

(10) 福祉関係団体等への支援

- ・ 福祉関係団体等を支援し、地域の見守り体制や団体活動の充実を図ります。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
特定健診受診率 (国保被保険者の健診対象者のうち、特定健診を受診した者の割合)	38.1% (平成 27 年度)	47%	60%
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 (平成 20 年度を基準としたメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率)	17.51% (平成 27 年度)	31%	41%
太極拳ゆったり体操教室数 (市内の太極拳ゆったり体操教室数)	53 教室 (平成 27 年度)	58 教室 (累計)	63 教室 (累計)
認知症サポーター養成者数 (市内の認知症サポーター養成者数)	1,981 人 (平成 27 年度)	3,981 人 (累計)	5,981 人 (累計)
いきいき高齢者率 (要介護の認定を受けていない高齢者の割合)	80.5% (平成 27 年度)	83%	85%
就労継続支援利用者数 (障がい者で、生産活動を通して知識や能力の向上のためのサービスを利用している者の年間の数)	150 人 (平成 27 年度)	165 人	177 人

◆目標

消防・防災体制の充実と自主防災意識の高揚により、災害に強いまちを目指します。

■現状と課題

わが国は、地震や風水害などの自然災害にさらされることが多く、平成 23 年 3 月に未曾有の被害をもたらした東日本大震災や、本市においても大きな被害が発生した平成 25 年 7 月の豪雨災害、さらには平成 28 年 4 月の熊本地震など、大規模な自然災害が相次いで発生しています。このような地震や豪雨などによる自然災害に加え、火災などの市民生活を脅かす各種災害に対し、被害を最小限に抑える対策を常に講じておくことが重要です。

このような中であって、本市においては、災害対策基本法に基づく地域防災計画及び国民保護法に基づく国民保護計画の随時見直しを行うとともに、広域消防の充実、消防団による初期消火体制の充実を図り、各種災害の被害を防止する体制の整備と防災行政無線未整備地区での V-L o w マルチメディア放送^{※1}を活用した情報伝達体制の整備及び防災行政無線の更新により、市民が安心してくらするまちづくりを進めていくことが求められています。

※1 V-L o w マルチメディア放送とは、地上テレビ放送のデジタル化により空いた周波数を利用した新しいデジタル放送のことです。

■施策の内容

（１）消防体制の充実

- ・ 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部との連携や消防団活動に女性ならではの視点を活かすため、女性の入団を促進するなど消防団組織の充実に努めるとともに、消防施設や設備の計画的な整備を行い、消防体制の充実に努めます。

（２）防災体制の強化

- ・ 地域の防災力を強化するため自主防災組織の充実と市民の自主防災意識の高揚を図ります。
- ・ 高齢者や障がい者など避難行動要支援者を守るため、各関係機関が連携した救助体制の確立に努めるとともに、災害ボランティアの協力を促進します。
- ・ 災害発生時の円滑で速やかな情報伝達及び被害復旧活動を行うため、防災行政無線のデジタル化や情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した緊急情報伝達体制の確立、他自治体や事業所との災害協定の締結により体制の充実に取り組みます。
- ・ 国民保護計画に基づき、各関係機関と連携しながら武力攻撃災害などに対処していきます。

（３）避難体制の確立

- ・ 災害時における市民の避難誘導などを的確かつ迅速に行うため、地域防災計画に基づく避難勧告などの判断基準及び情報伝達マニュアルを整備し、避難場所や避難経路の確保と周知を行います。
- ・ 災害発生時における被災者救済のため、流通備蓄を基本とするとともに、未使用公共施設などを活用し、毛布や食糧などの備蓄に努めます。

（４）救急救助体制の充実強化

- ・ 適切な救急救助活動を行うため、救急救命士の養成や救急救助隊員の知識、技術向上を図るとともに、救急救助用資機材の充実に努めます。また、市民への救急救命に関する知識の普及を図り、救命率の向上に努めます。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
火災発生件数 (広域消防予防課による市内の年間火災発生件数)	31 件 (平成 28 年)	25 件 2021 (平成33) 年	20 件 2026 (平成38) 年
V-Low マルチメディア放送戸別受信機 ^{※2} の 配布完了行政区数 (戸別受信機の配布行政区数)	0 行政区 (平成 28 年度)	186 行政区 (累計)	272 行政区 (累計)
自主防災組織数 (地域防災力確保のための自主防災組織数)	60 組織 (平成 27 年度)	85 組織 (累計)	110 組織 (累計)

※2 V-Low マルチメディア放送戸別受信機とは、地上テレビ放送のデジタル化により空いた周波数を利用した新しいデジタル放送の戸別受信機のことです。音声のほか、文字や画像も送信でき、災害等の緊急時には受信機の自動起動も可能で、防災行政無線としての活用が期待されています。戸別受信機の配布は、防災行政無線未整備の喜多方地区、塩川地区のほか、熱塩加納地区、山都地区、高郷地区に整備された防災行政無線も老朽化が進んでおり、V-Low マルチメディア放送などでの再整備を目指します。

◆目標

交通事故や犯罪、野生動物による人的被害の未然防止や放射線への不安解消により、安全で安心な生活が送れるまちを目指します。

■現状と課題

道路交通網の発達、自動車保有台数や運転免許取得者の増加など、自動車は日常生活に必要不可欠なものとなっている反面、交通量の増加に加えて、運転者の高齢化など、交通事故が発生する要因も増えてきている現状にあります。

また、核家族化、情報化社会の進展により、市民が犯罪に遭うケースも増えてきており、子どもに対する声掛け事案の発生、振り込め詐欺や架空・不当請求などの悪質商法によるトラブルなど、多様化・凶悪化する犯罪への対応も緊急の課題となっています。

これらの交通事故や犯罪を防止するために、市民の安全・安心を確保するための体制の整備を進めると同時に、市民一人一人の防犯や交通安全意識の高揚を促していく必要があります。

また、近年、有害鳥獣の生息域が、中山間地域等を中心に全国的に拡大し、人的被害や農作物被害をもたらしています。本市においても、ツキノワグマによる人的被害が発生していることなどから、捕獲など有効な対策を講じていくことが求められています。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の影響については、今後も市民の不安解消のため情報発信を行う必要があります。

■施策の内容

（１）交通安全の推進

- ・ 警察署などの関係機関や交通安全関係団体と連携し、交通安全教室や交通安全キャンペーンなどを通して市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- ・ 交通事故被害者を救済するため、市民交通災害共済への加入促進及び交通遺児に対する支援を図ります。

（２）防犯体制の充実

- ・ 警察署などの関係機関や防犯関係団体と連携し、防犯キャンペーンや広報活動を通じて市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域に根ざした防犯活動が実施できるよう地域の自主防犯組織の充実を図ります。

（３）市民相談の充実

- ・ 複雑多様化する市民生活問題に対応するため、人権相談、法律相談、行政相談の充実に努めます。
- ・ 悪質商法などによるトラブルなどの相談及び苦情に対応するため消費生活センターによる相談体制の充実に努めます。

（４）野生動物による人的被害防止

- ・ 警察署などの関係機関と連携し、監視パトロールや注意喚起を行い、野生動物による人的被害の防止に努めます。
- ・ 野生動物を誘引しない環境づくりの支援や、有害鳥獣の捕獲などの対策を行います。

（５）放射線関連の情報の提供

- ・ 放射線関連の情報発信を行い、定期的な環境放射線等のモニタリングと結果の公表を行います。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
交通事故による死傷者数 (福島県警察本部交通事故発生状況による市内の年間の交通事故による死傷者数)	115 件 (平成 27 年)	2021 (平成 33) 年 97 件	2026 (平成 38) 年 82 件
刑法犯発生件数 (喜多方警察署生活安全課による市内の年間刑法犯発生件数)	258 件 (平成 27 年)	2021 (平成 33) 年 224 件	2026 (平成 38) 年 200 件

◆目標

市民生活や産業などを支える社会基盤の整備・維持管理の推進により、安全で快適な暮らしと経済活動の活性化、自然環境に配慮した良好な生活空間の形成を目指します。

■現状と課題

市民生活に密着した社会基盤については、快適な日常生活に必要不可欠なものであると同時に、災害時の防災力の向上や、経済活動の効率性・生産性の向上などに資するものです。これまで整備された社会基盤の老朽化が進みメンテナンスに係る費用の増加が見込まれる中、社会基盤がもたらす効果を最大限に発揮させるためには、既存施設等の計画的な修繕・更新等に取り組み長寿命化を図ることが重要となっています。また、今後の社会基盤の整備にあたっては、だれにとっても利用しやすいユニバーサルデザイン※¹の考え方を取り入れていくことが必要とされています。

本市の道路状況については、地域間の交流と観光資源の活用を促進し、本市の均衡ある発展を図るため、幹線道路の整備が急務となっています。また、市街地の道路については、幹線道路との関係のほかに、沿道の景観と一体となった地域の賑わいや安らぎを創出するため、道路空間の多面的利用の重要性が増しています。今後、国、県、市道の整備促進、また歩道等交通安全施設や除雪の充実については、地域全体を見据えつつ、地域住民が安全・安心に暮らし続けられるように努めるとともに、除雪に伴う堆雪場所の確保など、市民と一体となった取組の充実が求められています。

水道事業については、水道普及率が福島県平均と比較しても低いことから拡張工事や水道加入促進が課題となっています。また、水道施設の老朽化への対策として、計画的な改修工事や施設の更新が必要となっています。

汚水処理事業については、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業により進めていますが、公共下水道事業の推進と下水道への加入促進が課題となっています。

※1 ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用しやすい施設や製品などをデザインすることです。

公園整備については、御殿場公園の整備に着手するとともに、公園長寿命化計画に基づく、遊具等の改修が必要となっています。その他 13 か所が区画整理により用地の確保はしているものの、未整備となっています。

公共交通は、車社会の進展や人口の減少に伴い、利用者が減少していますが、高齢者や児童生徒などの移動手段の確保や交流人口の拡大にとって必要不可欠なものです。今後は、市民のニーズを捉えた公共交通機関の維持と効率化、利便性をより向上することが課題となっています。

空き家については、近年、少子高齢化などによる人口減少社会の進行により増加傾向にあります。所有者の高齢化や遠隔地居住、経済的事情等により適正な管理が行われない空き家は、防災や衛生、景観等の地域の住生活環境に悪影響を及ぼすことから、所有者等による適正管理の推進や、新たな空き家の発生を抑制することが課題となっています。

公営住宅については、低所得者等のためのセーフティネットであり、市民の豊かな住生活の実現に向けて整備が必要とされています。本市では、現在、797 戸の公営住宅等を管理していますが、耐用年数を経過している住棟や老朽化した建物が多くなってきており、今後は、市営住宅等の整備や適切な維持管理により長寿命化を図る必要があります。

公共施設や住宅の耐震化については、平成 23 年 3 月の東日本大震災や、平成 28 年 4 月の熊本地震のような大規模な地震災害に対して、被害を最小限に抑えるための対策を常に講じておくことが重要です。

地域情報化については、情報通信技術（I C T）の発達により、スマートフォンやタブレットに代表される「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながる「ユビキタスネットワーク社会※²」が実現化しています。さらに従来の I C T 端末だけでなく、様々な「モノ」がネットワークにつながる I o T も急速に普及するなど新たな技術やサービスが次々と提供されており、本市でも、すべての市民が I C T の恩恵を十分に享受する社会の実現が課題となっています。

※2 ユビキタスネットワーク社会とは、パソコンや携帯電話だけでなく、家電製品や自動車などあらゆるものがコンピュータネットワークに接続でき、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」情報やサービスを利用できる社会のことです。

■施策の内容

（１）くらしや産業を支える道路環境の整備

- ・ 生活環境の向上や商店街活性化、交流人口の拡大、企業誘致などの各施策に対応し、それらを支援する道路ネットワークを構築します。
- ・ 各地域のバランスを考慮しながら市道整備を行うとともに、国、県道については、積極的に働きかけを行い整備促進を図ります。
- ・ 各地域の安全・安心を確保するため、行政区間や通学路に公設街路灯を整備するとともに、行政区内の街路灯整備に対する支援を行います。
- ・ 行政区が事業主体となつて行う道路整備に対して、生活道路整備事業などにより支援します。
- ・ 道路や道路構造物等の持続可能な維持管理に努めます。
- ・ 地域の実情に即した除雪体制を整備し、冬期間の市民生活の安全と経済活動の確保が図れるよう的確でスムーズな除雪に努めます。

（２）快適で住みよい生活環境の形成

- ・ 通行者の安全確保や利便性の向上など交通や連絡機能の充実を図ります。
- ・ 市全体の公園整備状況を考慮し、年次計画により整備を推進します。
- ・ 公園長寿命化計画に基づき、遊具等の改修を推進します。
- ・ 生活環境の向上を図るため、都市下水路や生活排水路の維持・管理を推進します。
- ・ 行政区が主体となつて進める水路の整備・維持管理を支援します。
- ・ 準用河川等の適正な整備及び維持・管理に努めるとともに、一級河川の整備促進については、関係機関に積極的な働きかけを行います。
- ・ 道路、公園、公共建築物等の公共施設について、ユニバーサルデザインの実現に取り組みます。

（３）安定した水道水の供給と汚水処理の普及拡大

- ・ 老朽化した配水管等の布設替え及び浄水、配水施設の計画的な更新に努めます。
- ・ 上水道未整備地区の整備推進と未加入者への加入促進に努めます。
- ・ 公共下水道の整備を推進するとともに、施設・設備の適正な維持管理に努めます。
- ・ 下水道の利用者（接続者）の拡大に努めます。
- ・ 下水道の整備が見込めない区域において、浄化槽の設置を促進します。

(4) 公共交通の充実

- ・ 鉄道交通の利便性を高めるため、ダイヤの改正、輸送力の充実強化及び駅構内のバリアフリー化などの施設改善について、関係機関に働きかけるとともに乗車券類受託販売業務を継続して行い、利用者の利便性を図ります。
- ・ 会津鉄道・野岩鉄道への支援と利便性の向上などを働きかけるとともに、鉄道利用についての普及啓発を行い、利用促進に努めます。
- ・ バスの運行を支援するとともに、喜多方市地域公共交通網形成計画及び再編実施計画を策定し、持続可能な公共交通の形成と、利用者の利便性の向上を図ります。

(5) 良好で安全・安心な住環境の整備

- ・ 空き家の適正管理を市民や所有者に対し啓発するとともに、利活用に対する支援を推進するなど空き家の発生の抑制に努めます。
- ・ 公営住宅等の整備・維持管理に努め、既存ストックの活用を図ります。
- ・ 低所得者、高齢者及び障がい者などの要配慮世帯に対し、低家賃での住宅提供に努めます。
- ・ 地震に対する既存建築物の安全性の向上を図るため、耐震診断の支援や、耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修工事の支援を行います。

(6) 有効的な土地利用等の推進

- ・ 市街地等の有効的な土地利用と都市機能等の配置により、魅力的かつ利便性の高いコンパクトシティ・プラス・ネットワーク※³のまちづくりに取り組みます。
- ・ 土地の地番、地目、境界及び所有者を調査するとともに、地籍図及び地籍簿を作成し、国土調査の事業を推進します。

(7) 地域情報化の推進

- ・ 最新の情報通信技術の動向を調査するとともに、住民の利便性向上や地域が抱える課題解決のためのツールとしての情報通信技術の利活用について研究・検討します。
- ・ 情報通信基盤の更なる充実に向け、関係機関等へ働きかけを行い、地域情報化の推進を図ります。

※3 コンパクトシティ・プラス・ネットワークとは、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直すことです。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
道路橋の修繕による対策数 (健全性の診断結果が早期措置段階の橋梁を対象とした修繕による対策数)	1 件 (平成 28 年度)	6 件 (累計)	11 件 (累計)
1 級市道の舗装補修の対策率 (路面性状調査による MCI※4 が 3 以下の 1 級市道を対象とした舗装補修の対策率)	12.5% (平成 28 年度)	50%	100%
本庁、各総合支所相互間を結ぶ所要時間の短縮 (本庁と各総合支所及び各総合支所間を結ぶ所要時間の合計)	263 分 (平成 28 年度)	253 分	243 分
水道普及率 (行政区域内人口に対する給水人口)	87.6% (平成 27 年度)	87.9%	90.0%
下水道等普及率 (総人口に占める公共下水道、農業集落排水、浄化槽の利用可能人数の割合)	61.5% (平成 27 年度)	68.7%	76.8%
水洗化率 (下水道が整備された区域の人口のうち接続（水洗化）した人口の割合)	86.7% (平成 27 年度)	87.8%	89.0%
一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積)	7.3 m ² /人 (平成 27 年度)	8.45 m ² /人	8.89 m ² /人
公共交通利用者数 (1 日の公共交通利用者数)	282 人 (平成 27 年度)	360 人	492 人
木造住宅耐震診断の実施件数 (S56 年以前に建設された木造住宅で耐震診断を行った件数。(一社) 福島県建築士事務所協会の審査を受けたもの)	37 件 (平成 27 年度)	67 件 (累計)	92 件 (累計)
耐震改修を行った木造住宅の件数 (木造住宅耐震診断を行った後、耐震改修を行った件数)	1 件 (平成 27 年度)	6 件 (累計)	12 件 (累計)
空き家等解体撤去件数 (助言・指導等を行った空き家等、及び相談を受けた空き家等のうち解体及び撤去を実施した件数)	3 件 (平成 27 年度)	33 件 (累計)	58 件 (累計)
携帯電話不通話地区の解消 (市内の携帯電話不通話地区数)	4 地区 (平成 28 年度)	2 地区	0 地区

※4 MCI (Maintenance Control Index : 舗装の維持管理指数) とは、舗装の供用性を「ひび割れ率」、「わだち掘れ量」及び「平たん性」という路面性状値によって定量的に評価するものであり、維持修繕判断を行うための総合的な指標です。

大綱 4

自然との共生と
元気なふるさとづくり

◆目標

市民の主体的な活動の促進や市民と市の協働によるまちづくりにより、地域課題の解決や地域の活性化を目指します。

■現状と課題

現在、市民によるまちづくり活動や地域コミュニティ活動などの地域活動が様々な形で取り組まれており、また、ボランティア活動やNPO活動などの市民活動に参加する市民も数多く見られるなど、地域貢献意識は高まりつつあります。

一方で、人口減少や少子高齢化、過疎化、市民の価値観やライフスタイルの多様化が進むことにより、人々のつながりが希薄化し、地域コミュニティの衰退や共同作業の困難化など地域活力の低下が懸念されています。

このような中、将来にわたる地域活力の維持向上やそれぞれの地域が抱える課題の解決のためには、市と市民あるいは市民同士など複数の主体が連携・協力する、いわゆる協働の取り組みが不可欠です。今後は、さらに協働の意識を高めながら、地域コミュニティ活動や市民活動の活発化を図っていく必要があります。

一方、本市は平成 19 年 12 月 20 日に核兵器廃絶と世界平和を願い「非核平和のまち宣言」を行いました。今後も、市民一人一人が非核平和への関心を高く持つことが大切であり、非核平和に対する意識啓発を進めていくことが必要です。

■施策の内容

(1) 協働の意識の醸成

- ・ 地域活力の維持向上や公共的な課題の解決のため、市と市民あるいは市民同士などの協働の取組の意識の醸成を図ります。

(2) 地域コミュニティの支援

- ・ 行政区など地域のコミュニティを担う組織が活用できる支援制度の情報提供や、各種補助制度などにより地域の実情に応じた支援を行います。
- ・ 行政区自らが主体となって地域社会の活性化に貢献し、その活動が他の行政区の模範となるものを表彰し、地域の様々なコミュニティ活動を推進します。
- ・ 地縁団体の設立等に関する適切な支援と認可事務を行います。
- ・ 人口減少と高齢化が進む地域などにおいて、過疎集落支援員の配置などにより、地域コミュニティの維持活性化に向けた支援を行います。
- ・ 地域コミュニティの主体的なまちづくりを支援するとともに、地域の実情を踏まえ、地域住民自らが地域のことを考え、課題解決に向けて取り組むことができる仕組みについて検討します。

(3) 市民活動の推進

- ・ ボランティア団体やNPO法人などと連携し、市民活動の推進を図ります。

(4) 非核平和のまち宣言の普及啓発

- ・ 市民の非核平和への関心を高めるとともに、市民共通の願いである非核平和を推進するため、非核平和のまち宣言の普及啓発を図ります。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
NPO 法人やボランティア団体との協働事業数 (NPO 法人やボランティア団体と協働で取り組んだ年間の事業数)	19 件 (平成 27 年度)	25 件	30 件
NPO 法人組織数 (本市の NPO 法人の組織数)	23 団体 (平成 27 年度)	28 団体 (累計)	33 団体 (累計)
ふるさと創生事業の採択件数 (地域づくりに関する補助金の年間採択件数)	27 件 (平成 27 年度)	35 件	40 件
公園サポート団体との協定数 (行政区や地域団体と喜多方市公園等管理サポート協定を締結した件数)	33 件 (平成 27 年度)	35 件 (累計)	37 件 (累計)
道路サポート協定の協定数 (行政区や地域団体とうつくしまの道・サポート協定を締結した件数)	14 件 (平成 27 年度)	17 件 (累計)	20 件 (累計)

◆目標

若年層を中心に市外からの移住、市内での定住促進により、人口減少の抑制と地域力の維持向上を目指します。

■現状と課題

地方都市では、現在も首都圏等への人口流出が続いており、特に将来世代の形成が期待される若い世代が流出する人口の社会減と、合計特殊出生率の低下、高齢化の進行という人口の自然減があいまって、人口減少が進んでいます。

本市における人口の社会動態の推移は、平成 18 年の合併以降も、転出超過の状況が続いています。住民基本台帳による転出者の年齢層については、平成 27 年では 20 歳から 24 歳が最多となっており、若年層の人口流出が見られます。平成 22 年以降、企業誘致や雇用確保などの産業の振興に力を入れたことにより、転出超過数は大きく減少傾向にあるものの、今後も、特に若年層の市外への流出を抑制し、市内への定着を促進していく必要があります。

一方で、近年、都市部では田舎暮らし志向が高まりつつあり、地方への移住を検討している若年層の割合が増加している傾向にあります。今後は、これら若年層に対し、移住に向けた支援等を行うことで、本市への移住を促進し、人口減少や高齢化が進む地域の維持や活性化にもつなげていくことが必要となっています。

■施策の内容

（１）移住の促進

- ・ 田舎暮らし相談窓口の充実や、本市でのくらしを体験できる仕組みづくりなど、移住しやすい環境の整備を推進します。
- ・ 移住のための住まいや仕事等について支援するとともに、首都圏等に向けて本市での田舎暮らしについて情報発信を行います。

（２）定住の促進

- ・ 若年層の市外への流出を抑制し、市内での定住を促進します。
- ・ 定住促進住宅の整備など、若年層の住まいの確保や支援に取り組みます。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
本市への移住件数 (相談窓口や移住促進のための制度を活用した移住の件数)	7 世帯 (暫定) (平成 28 年度)	57 世帯 (累計)	107 世帯 (累計)
市人口の転出超過数 (住民基本台帳における年間の転出超過数)	175 人 (平成 27 年)	2021 (平成 33) 年 59 人	2026 (平成 38) 年 17 人

連携・交流

◆目標

多様な連携と交流を通じ、ひと・もの・情報の流れを活発化することにより、本市の魅力や活力の向上と地域課題の解決を目指します。

■現状と課題

人口減少が進み、市を取り巻く環境が様々に変化していく中、地域の活力を維持し、市民福祉の向上や地域における課題解決を図るためには、共通する行政課題を抱える市町村との連携や、大学、民間企業等との協力・連携がますます重要となっています。

本市は、隣接する北塩原村及び西会津町とともに喜多方地方広域市町村圏組合を組織し、広域行政を推進しているほか、会津総合開発協議会をはじめ、市町村等で組織する地域規模から全国規模までの様々な協議会等に参加し、共通する行政課題への対応を行っています。さらに、県内外の市町村間、大学、民間企業等との個別分野での協定等により連携体制を築いているほか、友好都市や姉妹都市との交流を進めています。

今後も、これらの連携や交流を深め、さまざまな分野での課題解決に取り組むとともに、自治体中心の地域間交流や国際交流から、個人や民間団体等による自主的な交流へと発展させ、ひと・もの・情報の流れを活発化することで、本市の地域の魅力や活力の向上と市民の国際感覚の醸成を図っていくことが必要とされています。

■施策の内容

(1) 地域間等の連携と交流の推進

- ・ 関係市町村との連携による効率的で効果的な施策の推進を図るため、喜多方地方広域市町村圏組合による事業の共同処理を進めるとともに、定住自立圏形成協定や会津総合開発協議会などの活動を通して広域的な諸課題への対応を図ります。
- ・ 友好都市である東京都東大和市や千葉県香取市など他市町村との行政分野での協力関係、連携関係を深めるとともに市民や民間団体間での産業・文化分野などの交流へと発展するよう地域間交流活動を推進します。
- ・ 大学、民間企業等との連携により、様々な分野での地域課題の解決に努めます。

(2) 国際交流の推進

- ・ 市民が国際理解を深める機会を拡大するため、姉妹都市を締結している米国ウィルソンビル市などと交流を推進するとともに、民間団体などが行う国際交流活動を支援することにより市民の国際感覚の醸成に努めます。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
連携協定等締結数 (友好都市・宣言、産学官連携、協定等の締結数)	37 件 (平成 27 年度)	44 件 (累計)	50 件 (累計)
国際交流活動参加者数 (姉妹都市との交流事業や外国語講座等への年間参加者数)	205 人 (平成 27 年度)	250 人	300 人

◆目標

清らかな水の確保、美化意識の向上、良好な景観の形成により、心豊かな生活ができるまちを目指します。

■現状と課題

本市には、飯豊連峰や雄国山麓をはじめとする山並みと清らかな川が形成する景観、緑豊かな田園風景、そして心地よい町並みなど、他に誇れる良好な風景、景観があり、環境美化活動や文化財保護活動などの地道な取組により、その保全に努めてきました。今後は、景観そのものを地域資源と捉え、その保全のみでなく、より積極的に良好な景観の形成を図っていくことが課題となっています。

本市では、特色である豊富な水と清らかな水路を維持するため、清流対策に取り組み、水源や用水路等の現況調査、水路や側溝の清掃を実施するとともに整備に努め、冠水や素堀水路の解消を図ってきました。今後は、安定した流水の確保を図っていくとともに、水路整備計画の検証、水路の維持管理体制の確立などが課題となっています。

近年、市民の環境に対する関心が高まってきており、清掃美化活動などの環境を意識した取組が積極的に展開されるようになり、市街地や観光地でのごみの散乱や空き缶などのポイ捨ては減少してきています。しかし、一部では、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て、山間部では家電製品や粗大ごみなどの不法投棄が見られるため、今後も、引き続き環境美化活動などを推進するとともに、ごみの散乱防止に努め、人々の心に潤いと安らぎを与える環境を整備していくことが必要となっています。

また、市民生活に影響を及ぼす小動物や害虫の駆除・防除により、生活衛生の確保に努める必要があります。

■施策の内容

（１）清流対策の推進

- 水路や側溝に年間を通して安定した流水と流量を確保するため、市民が行う清掃活動の促進と支援に努めます。

（２）環境の保全

- 環境基本条例に基づき、市民、事業者と行政がそれぞれの役割と責務において、環境の保全に努めます。
- 美しいまちづくりのため、散乱ごみなどをなくし、ポイ捨てや不法投棄に対する監視を強め、適正な処理を推進するとともに、市内一斉清掃の実施及び清掃活動の促進と支援に努めます。
- 豊かな自然環境の保全・保護及び活用の促進に努めます。

（３）良好な景観の保全と形成

- 景観に対する市民の意識の醸成を図り、地域の自主的な景観形成に関する活動を支援します。
- 景観計画及び景観条例の適切な運用により、豊かで美しい景観を、市民との協働により維持、保全し、良好な景観の形成を図ります。

（４）害を及ぼす小動物や害虫の駆除・防除

- 害を及ぼすねずみなどの小動物や害虫による生活衛生の悪化を防ぐため、行政区と協働で駆除・防除に努めます。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
地区清掃実施行政区数 (地区清掃活動による環境美化に取り組む年間の行政区数)	250 地区 (平成 27 年度)	263 地区	272 地区
河川の生物化学的酸素要求量 (BOD) ※ (市内 2 河川の有機汚濁の程度)	<田付川> 1.6 mg/ℓ <濁川> 1.7 mg/ℓ (平成 27 年度)	<田付川> 1.2 mg/ℓ <濁川> 1.3 mg/ℓ	<田付川> 1.0 mg/ℓ <濁川> 1.0 mg/ℓ
まちなみ景観形成事業費補助金の申請件数 (景観形成住民団体として認定した団体またはこの団体に属する者が行う景観形成事業の年間補助金申請件数)	2 件 (平成 27 年度)	3 件	6 件

※ BOD とは、水中の有機物が微生物の働きによって分解されたときに消費される酸素の量であり、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標のことです。基準は AA～E まであり、E が最も汚い水となります。現状値は A に属しており、目標値を最もきれいな AA に設定しています。

◆ 目標

限りある資源の有効活用と再生可能エネルギーの普及促進により、環境にやさしいまちを目指します。

■ 現状と課題

資源・エネルギーの大量消費を背景とした社会経済システムは、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球環境問題を生み、今後は、人と自然が共生できる循環型社会の形成が求められています。国際的には、地球温暖化対策の枠組みとしてパリ協定^{※1}が採択され、平均気温上昇の抑制の追求と温室効果ガス^{※2}の人為的な排出と吸収の均衡が掲げられており、すべての国が国レベルで様々な対策をとることが決められました。地方自治体においても、環境問題は重要な課題の一つとなっており、環境に対する住民の関心も高まっています。

本市では、近年のライフスタイルの変化に伴い、ごみの排出量は増加傾向にあります。ごみの焼却は環境に与える影響が大きいため、今後もごみの減量化と資源としての再利用に取り組む必要があります。

また、電気やガソリンなどの使用量の増加は、地球温暖化への悪影響が懸念されていることなどから、日常生活をはじめ、社会経済活動などあらゆる場面において、省エネルギー対策が求められています。さらに、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、自立・分散型エネルギーシステム^{※3}の必要性が高まっており、太陽光発電やバイオマスなどの再生可能エネルギーの普及を一層推進することが必要となっています。

※1 パリ協定とは、2015年にフランス・パリで行われた気候変動枠組条約第21回締約国会議において、京都議定書以来18年ぶりに採択された新たな法的拘束力のある国際的な合意文書のことです。これにより、すべての国に削減目標・行動の提出・更新が義務付けられました。

※2 温室効果ガスとは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などのことです。

※3 自立・分散型エネルギーシステムとは、エネルギーを使用する場所・施設の近くに各々の電力需要に応じた発電設備を配置することで、常時はエネルギーの安定供給に有効で、災害等の非常時には自立してエネルギーを供給できる仕組みのことです。

■施策の内容

(1) 廃棄物減量化の促進

- ・ ごみの減量化と資源としての再利用を促進するため、市民の意識の高揚を図りながら、ごみの分別収集及び資源物収集に取り組みます。
- ・ 木くずや生ごみなどの有機性資源による民間事業者のバイオマス利用を支援し、資源の循環的利用を促進します。

(2) 環境負荷の低減

- ・ 限りある資源の有効活用に努めながら、市民や事業者に対して、環境にやさしい商品の使用、電化製品や自家用車の経済的利用など環境保全意識の高揚と環境に配慮した生活や事業活動を促進します。

(3) 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

- ・ 環境にやさしいまちの実現に向け、市民や事業者の省エネルギーに向けた取組の支援と意識啓発、再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、公共施設においても省エネルギーの取組及び再生可能エネルギーの導入を推進します。

■指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次 2021 (平成 33) 年度	最終年次 2026 (平成 38) 年度
一人一日あたりのごみ排出量 (年間の総排出量から一人一日あたりの排出量を算出したもの)	966 g (平成 27 年度)	932 g	908 g
リサイクル率 (市内で排出される一般廃棄物のうち、資源物が占める割合)	15% (平成 27 年度)	18%	21%
住宅用太陽光発電システム導入量 (市内における住宅用太陽光発電システム導入量)	2,500Kw (平成 27 年度)	4,400Kw (累計)	6,000Kw (累計)

計画の実現に
向けて

計画の実現に向けて

総合計画に掲げる諸施策を確実に実行し、将来の都市像に向けて着実な進展を図るため、以下のような持続可能な行財政運営を推進します。

（１）行政評価の推進

基本計画の実施状況を評価する「施策評価」と実施計画に掲げる事務事業を評価する「事務事業評価」を実施し、評価結果の施策展開への反映に努めます。

（２）効率的な行政組織体制

社会経済情勢の変化や市民ニーズに適切に対応できる効率的な組織体制を確立するとともに定員の適正化及び人材育成を推進します。また、部局間及び本庁と総合支所との連携を強化した行政運営を図ります。

（３）市民の意見・意向の把握

審議会等や事務事業への市民参画を促進するとともに、パブリックコメント制度^{※１}やアンケート調査、市民懇談会などにより、市民の意見・意向を施策展開に反映していきます。

（４）市政情報の発信

広報紙、ホームページ及び説明会などにより市政に関する情報を発信します。

（５）ＩＣＴを活用した行政事務の効率化

ＩＣＴを積極的に活用し、市民サービスの向上と事務処理の効率化を図ります。

（６）計画的で健全な財政運営

中期財政計画により、収支均衡を見通した中での財政運営を行います。また、市債バランスや財政指標の管理、費用対効果分析の活用による事業効果の判断、新地方公会計制度に基づく財務書類の作成等により、健全な財政運営を図ります。

※１ パブリックコメント制度とは、基本的な施策等に関する条例等を策定する際に、市民に内容を公表し、寄せられた意見を整理したうえで最終的な意思決定を行うもので、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の制度のことです。

（７）自主財源の確保

税負担の公平性の原則を確保するため、課税客体の適切な把握と収納率の向上に努めます。また、行政サービスの受益に対する負担の公平性を確保するため、受益者負担の適正化に努めます。

（８）市有財産の有効活用

土地や建物などの遊休財産等の適正な管理に努めるとともに、貸付や譲渡により有効活用を図ります。

（９）公共施設の適正配置と整備

公共施設の総合的かつ計画的なマネジメントに取り組むとともに、最適な行政サービスを提供するため、市民が利用しやすく、安全で安心な公共施設の整備を図ります。

また、公共施設の整備や改修等においては、計画的な実施による歳出予算の平準化を図るとともに、資産総量の適正化に努めます。

（10）民間活力の活用

施策を効率的・効果的に推進するため、必要に応じ民間委託及び指定管理者制度^{※2}など民間活力を活用します。

※2 指定管理者制度とは、地方自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（公の施設）の管理・運営を、民間事業者やその他の団体に委託することができる制度のことです。公の施設の管理・運営に民間等のノウハウを導入することで、市民サービスの質の向上や行政コストの縮減を目指すものです。